

函館市公害防止条例 の見直しについて

平成29年5月30日

函館市環境部環境対策課

初めに「公害とは・・・」

環境基本法

環境の保全上の支障のうち、事業活動その他の人の活動に伴って生ずる相当範囲にわたる大気の汚染、水質の汚濁（水質以外の水の状態又は水底の底質が悪化することを含む。）、土壌の汚染、騒音、振動、地盤の沈下（鉱物の掘採のための土地の掘削によるものを除く。）及び悪臭によって、人の健康又は生活環境（人の生活に密接な関係のある財産並びに人の生活に密接な関係のある動植物及びその生育環境を含む。）に係る被害が生ずることをいう。（第2条第3項）

函館市環境基本条例

環境の保全上の支障のうち、事業活動その他の人の活動に伴って生ずる相当範囲にわたる大気の汚染、水質の汚濁（水質以外の水の状態または水底の底質が悪化することを含む。）、土壌の汚染、騒音、振動、地盤の沈下（鉱物の掘採のための土地の掘削によるものを除く。）および悪臭によって、人の健康または生活環境（人の生活に密接な関係のある財産ならびに人の生活に密接な関係のある動植物およびその生育環境を含む。）に係る被害が生ずることをいう。（第2条第3号）

3

1 公害関係法令と本市の公害防止行政の動き

主な公害関係法令の制定状況

「工業用水法」制定
「下水道法」制定
「建築物用地下水の採取に関する法律」制定
「公害対策基本法」制定
「大気汚染防止法」「騒音規制法」制定
「北海道公害防止条例」制定
「水質汚濁防止法」「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」制定
「公害紛争処理法」制定
「悪臭防止法」制定
「北海道公害防止条例」全部改正
「特定工場における公害防止組織の整備に関する法律」制定
「化学物質の審査及び製造等の規制に関する法律」制定
「振動規制法」制定
「浄化槽法」制定
「スパイクタイヤ粉じんの発生の防止に関する法律」制定
「自動車NOx・PM法」制定
「公害対策基本法」廃止、「環境基本法」制定
「環境影響評価法」制定
「ダイオキシン類対策特別措置法」制定
「特定化学物質の環境への排出の把握等及び管理の改善の促進に関する法律」制定
「建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律」制定
「ポリ塩化ビフェニル廃棄物の適正な処理に関する特別措置法」制定
「土壌汚染対策法」制定

昭和31年
昭和33年
昭和37年
昭和42年
昭和43年
昭和44年
昭和45年

昭和46年

昭和47年
昭和48年

昭和49年
昭和50年
昭和51年
昭和58年
平成 2年
平成 4年
平成 5年
平成 9年
平成11年

平成12年
平成13年
平成14年
平成16年
平成17年

本市の公害防止行政の動き

「騒音規制法」事務の委任
「北海道公害防止条例」事務の委任（騒音、振動、悪臭）
企画部公害対策課を新設

「北海道公害防止条例」事務の委任（水質、ばい煙、粉じん）
「悪臭防止法」事務の委任
大気汚染防止法政令市指定
函館市公害防止条例公布
函館市公害防止条例施行規則公布
公害対策課を衛生部に移管、亀田市と合併
水質汚濁防止法政令市指定、南部下水終末処理場供用開始
公害対策課を環境部に移管
「振動規制法」事務の委任

函館湾流域下水道浄化センター供用開始

「函館市環境基本条例」制定

「騒音規制法」、「悪臭防止法」、「振動規制法」知事事務の委任

土壌汚染対策法政令市指定
戸井町、恵山町、楳法華村、南茅部町と合併
ダイオキシン類対策特別措置法政令市指定

2 函館市公害防止条例の制定の経過

高度経済成長に伴う生産活動の進展等により、大気汚染や水質汚濁などの公害が発生している時代背景において、公害関係法令および北海道公害防止条例を補完するとともに、地域の特性に応じた公害の防止に必要な規制等を盛り込んだ公害防止条例を制定。

なお、条例制定については、大気汚染防止法などの公害関係法令で地方公共団体が法で定める事項に関し、条例で必要な規制を定めることを認めている。

条例制定の経過

昭和45年12月	函館市公害対策審議会発足
昭和46年12月	公害防止条例の制定について市長から函館市公害対策審議会に諮問(審議会4回、小委員会4回開催)
昭和47年 4月	公害防止条例の制定について函館市公害対策審議会から市長に答申
昭和47年10月	市議会において函館市公害防止条例案を可決
昭和47年11月	函館市公害防止条例を公布
昭和47年12月	函館市公害防止条例に基づく規制基準等の設定について市長から函館市公害対策審議会に諮問(審議会5回開催)
昭和48年 3月	函館市公害防止条例に基づく規制基準等の設定について函館市公害対策審議会から市長に答申
昭和48年 3月	函館市公害防止条例施行規則を公布
昭和48年 4月	函館市公害防止条例および函館市公害防止条例施行規則を施行

5

条例改正の経過 (改正 6回)

昭和48年12月条例第67号	公害対策審議会委員数の増
平成 4年 3月条例第 4号	罰則の強化
平成 9年12月条例第39号	公害対策審議会委員から市議会の議員を除く
平成11年 9月条例第38号	環境基本条例の制定に伴う規定の整備
平成12年 3月条例第26号	公害監視員の廃止
平成13年 6月条例第33号	承継に関する規定の改正

規則改正の経過 (改正12回)

昭和48年12月規則第62号	公害監視員数の増
昭和50年10月規則第91号	有害物質にPCBを追加する等
平成 4年 5月規則第37号	法律の改正等に伴う関連条項の整備等
平成 6年 2月規則第 2号	医療法の一部改正等に伴う関連条項の整備
平成 6年 3月規則第30号	文書のA版化に伴う規定の整備
平成12年 3月規則第 2号	公害防止条例の一部改正に伴う規定の整備
平成12年 3月規則第28号	公害監視員の廃止に伴う規定の整備
平成12年10月規則第78号	特例市移行に伴う規定の整備
平成12年12月規則第89号	中央省庁再編に伴う規定の整備
平成13年 3月規則第38号	医療法の一部改正に伴う規定の整備
平成13年 6月規則第50号	化学物質名の表現方法の改正
平成27年 6月規則第37号	配慮が必要な施設に幼保連携型認定こども園を加える

3 函館市公害防止条例における規制の概要

函館市公害防止条例は、「ばい煙発生施設などの特定施設に関する規制」・「商業用宣伝を目的とする拡声放送に関する規制」・「条例上規制基準の定めのない公害に関する規制」を主な内容としています。

「ばい煙発生施設などの特定施設に関する規制」

特定施設の種類

- 「ばい煙発生施設」
 - … ボイラー, 廃棄物焼却炉などの7施設
- 「粉じん発生施設」
 - … 石材加工機械, 木材加工機械, 綿の製造・再生加工機械などの9施設
- 「汚水等排出施設」
 - … 車両洗淨施設(自動式を除く), し尿浄化槽の2施設
- 「騒音発生施設」
 - … 金属加工機械, 木材加工機械, 石材加工機械, 空気圧縮機などの15施設
- 「悪臭発生施設」
 - … 動物の飼養または収容の用に供する飼料施設, ふん尿施設などの3施設

7

特定施設の届出内訳（平成29年3月末日）

第1回検討委員会資料

特定施設		届出件数	主な設置場所
ばい煙発生施設 (別表第1)	ボイラー	339	工場, 事業場(給湯, 暖房用)
	固体または液体燃料を使用する施設	0	工場, 事業場
	廃棄物焼却炉	3	工場, 事業場
粉じん発生施設 (別表第2)	鉱物または土石の堆積場	2	採石場, 資材置き場
	石材加工機械	51	石材加工場
	木材加工機械	88	木材加工場
	綿の製造・再生加工機械	42	布団製造場
汚水等排出施設 (別表第3)	車両洗淨施設(自動式を除く)	25	車両修理工場
	し尿浄化槽	5	学校, 病院, 宿泊施設
騒音発生施設 (別表第4)	金属加工機械	12	金属加工場
	木材加工機械	8	木材加工場
	石材加工機械	18	石材加工場
	空気圧縮機および送風機	125	工場, 事業場
	ドラムかん洗淨機	0	食品・化学製品工場
	冷凍機	45	貸冷凍倉庫, 水産加工場
悪臭発生施設 (別表第5)	動物の飼養または収容施設	0	養豚場
	肥料製造用の鶏ふん乾燥施設	0	養鶏場

「商業用宣伝を目的とする拡声放送に関する規制」

・拡声放送の区域制限

【禁止区域】 次に掲げる施設の敷地の周囲50m以内の区域

- (1) 学校
- (2) 保育所
- (3) 病院および入院施設を有する診療所
- (4) 図書館
- (5) 特別養護老人ホーム
- (6) 幼保連携型認定子ども園

・禁止区域以外での商業宣伝を目的とする拡声放送の届出制

・拡声放送に係る基準の遵守義務

【使用時間】 午前8時から午後7時(第3種区域においては午後10時)まで

【音 量】 第1種区域(住居環境に特に静穏の保持を必要とする区域) 50デシベル
 第2種区域(住居の用に供されている区域) 60デシベル
 第3種区域(住居, 商業, 工業等の用に供されている区域) 70デシベル
 第4種区域(主として工業等の用に供されている区域) 70デシベル

9

「条例上規制基準の定めのない公害に関する規制」

1 夜間の静穏保持

何人も、夜間(午後10時から午前6時まで)において、特に必要以上の騒音を発生させないように努めるものとする。

2 燃焼不適物の燃焼の制限

何人も、住居が集合している地域においては、みだりに、ゴム、皮革、合成樹脂、廃油その他の燃焼に伴って著しくばい煙・有害ガス・悪臭を発生する物を屋外で多量に焼却してはならない。

3 自動車の使用者等の義務

使用者・運転者は、自動車から発生する排出ガスおよび騒音の低減を図るため、必要な整備を行ない、または適正な運転をするように努めなければならない。

4 畜舎の管理等

畜舎の設置者は、畜舎およびその付帯施設を整備し、常に衛生的な管理を行なうとともに、汚物、汚水等の処理については、公害を発生させないように適切な措置を講じなければならない。

5 薬剤の空中散布に伴う措置

農作物および森林を害する動植物の防除のために薬剤を航空機から散布する者は、散布の計画を市長に届け出るとともに、水質の汚濁、土壌の汚染等の公害を発生させないように適切な措置を講じなければならない。

4 函館市公害防止条例見直しの背景

条例施行後40年以上が経過

その間に

- 1 企業による自主的な環境・公害対策の進展
→環境マネジメントシステム(ISO14001)
- 2 公害防止技術の進歩
→排煙脱硫装置, 集じん器, 排水処理施設
- 3 建物性能の向上
→防音性や省エネ性の向上
- 4 生活様式の変化
→下水道の普及

など

公害関係法令の整備拡充や新たな法律の制定



国や北海道からの権限移譲に伴い, 公害発生施設に対する市の指導・監督権限の拡大・強化

市内の環境状況が改善

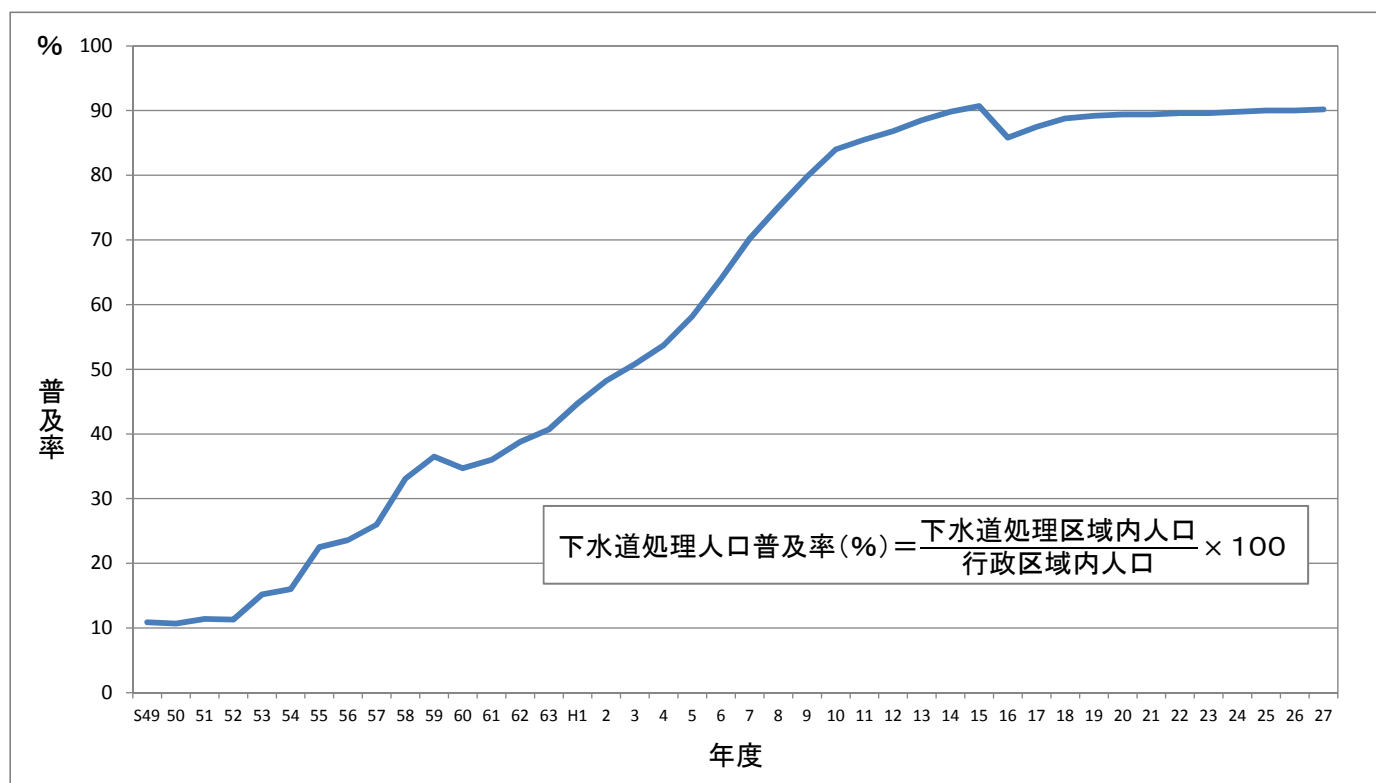
11

<企業による自主的な環境・公害対策の進展および公害防止技術の進歩>

- ・ISO14001をはじめとする環境マネジメントシステムの導入
(市内のISO14001取得企業件数 42件 (H28.6.16現在))
- ・公害防止管理者の設置
- ・使用する液体燃料の種類が変更
- ・天然ガス等の良質燃料の使用
- ・低騒音タイプの機械が開発

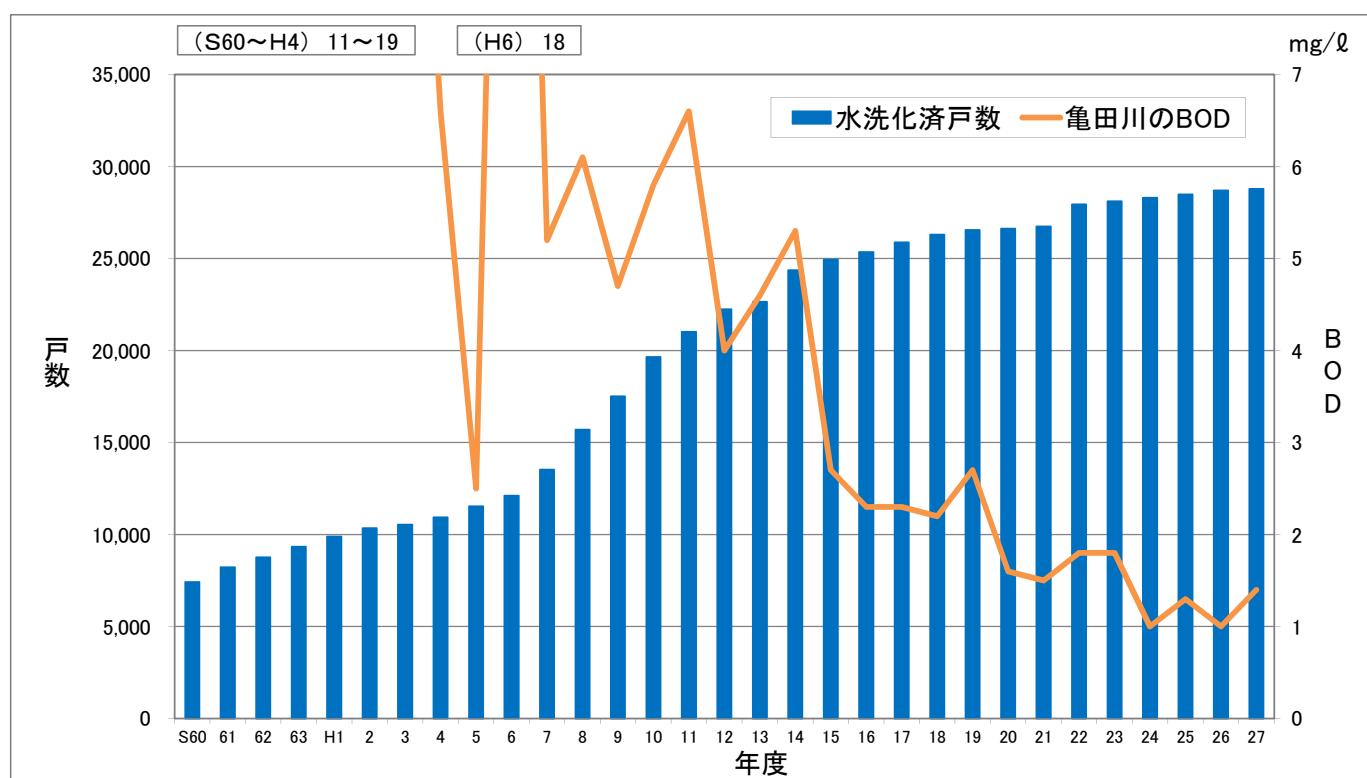
＜生活様式の変化＞

下水道処理人口普及率(経年変化)



13

亀田川のBODと水洗化済戸数(経年変化)



※ グラフの値は75%値

水洗化済戸数・・・水洗化区域内戸数(工場, 事業場, 空き家を含む。)のうち, 下水道に接続している戸数

＜公害関係法令等の整備拡充等＞

公害分野別の規制法令等が整備されるなど、規制対象、規制項目の追加や規制基準の強化が継続されています。

各法令等の整備

条例施行前

- ・大気汚染防止法 (昭和43年 6月10日制定 改正29回)
- ・騒音規制法 (昭和43年 6月10日制定 改正15回)
- ・水質汚濁防止法 (昭和45年12月25日制定 改正28回)
- ・廃棄物の処理及び清掃に関する法律 (昭和45年12月25日制定 改正48回)
- ・悪臭防止法 (昭和46年 6月 1日制定 改正 6回)
- ・特定工場における公害防止組織の整備に関する法律 (昭和46年 6月10日制定 改正18回)
- ・北海道公害防止条例 (昭和44年10月21日制定
昭和46年10月21日全部改正 改正 8回)

15

各法令等の整備

条例施行後

- ・振動規制法 (昭和51年 6月10日制定 改正10回)
- ・浄化槽法 (昭和58年 5月18日制定 改正31回)
- ・環境基本法 (平成 5年11月19日制定 改正17回)
- ・ダイオキシン類対策特別措置法 (平成11年 7月16日制定 改正11回)
- ・家畜排せつ物の管理の適正化及び利用の促進に関する法律 (平成11年 7月28日制定 改正 4回)
- ・建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律 (平成12年 5月31日制定 改正 9回)
- ・ポリ塩化ビフェニル廃棄物の適正な処理の推進に関する特別措置法 (平成13年 6月22日制定 改正 7回)
- ・土壌汚染対策法 (平成14年 5月29日制定 改正 4回)
- ・水銀による環境の汚染の防止に関する法律 (平成27年 6月19日制定)

公害関係

- ・環境基本法
- ・大気汚染防止法
- ・水質汚濁防止法
- ・土壌汚染対策法
- ・騒音規制法
- ・振動規制法
- ・悪臭防止法
- ・ダイオキシン類対策特別措置法
- ・特定工場における公害防止組織の整備に関する法律

廃棄物関係

- ・廃棄物の処理及び清掃に関する法律
- ・浄化槽法
- ・建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律
- ・ポリ塩化ビフェニル廃棄物の適正な処理の推進に関する特別措置法

など

17

＜北海道公害防止条例のうち函館市に権限移譲されている事務＞

大気・水質関係

- 道条例に定められているばい煙発生施設などに係る
 - ・届出受理
 - ・構造等の計画変更または廃止の命令
 - ・構造等の改善等の命令
 - ・報告の徴収または立入検査

など

騒音・振動・悪臭関係

- 道条例に定められている騒音発生施設などに係る
 - ・届出受理
 - ・騒音等の防止の方法の改善等の勧告および命令
 - ・構造等の計画変更または廃止の命令
 - ・報告の徴収または立入検査
 - ・使用の一時停止の命令
- 道条例に定められている特定建設作業に係る
 - ・届出受理
 - ・騒音の防止の方法の改善等の勧告および命令

など

18

＜市内の環境状況（水質）＞

市では、水質環境の保全に向けて河川・海域の水質調査を行っています。

河川の状況

- 12河川の調査を行っており、全体としてはおおむね良好
- 一部の河川では、健康項目、函館市環境基本計画の目標値を超過
 - ・健康項目（ひ素）→自然由来
 - ・目標値（BOD）→事業活動、生活排水

海域の状況

- 函館海域では、近年、生活環境項目（CODなど）の達成、未達成を繰り返している
- その原因について平成10年に北海道が調査
 - ・春 → 河川の影響
 - ・夏 → 植物プランクトンの影響

19

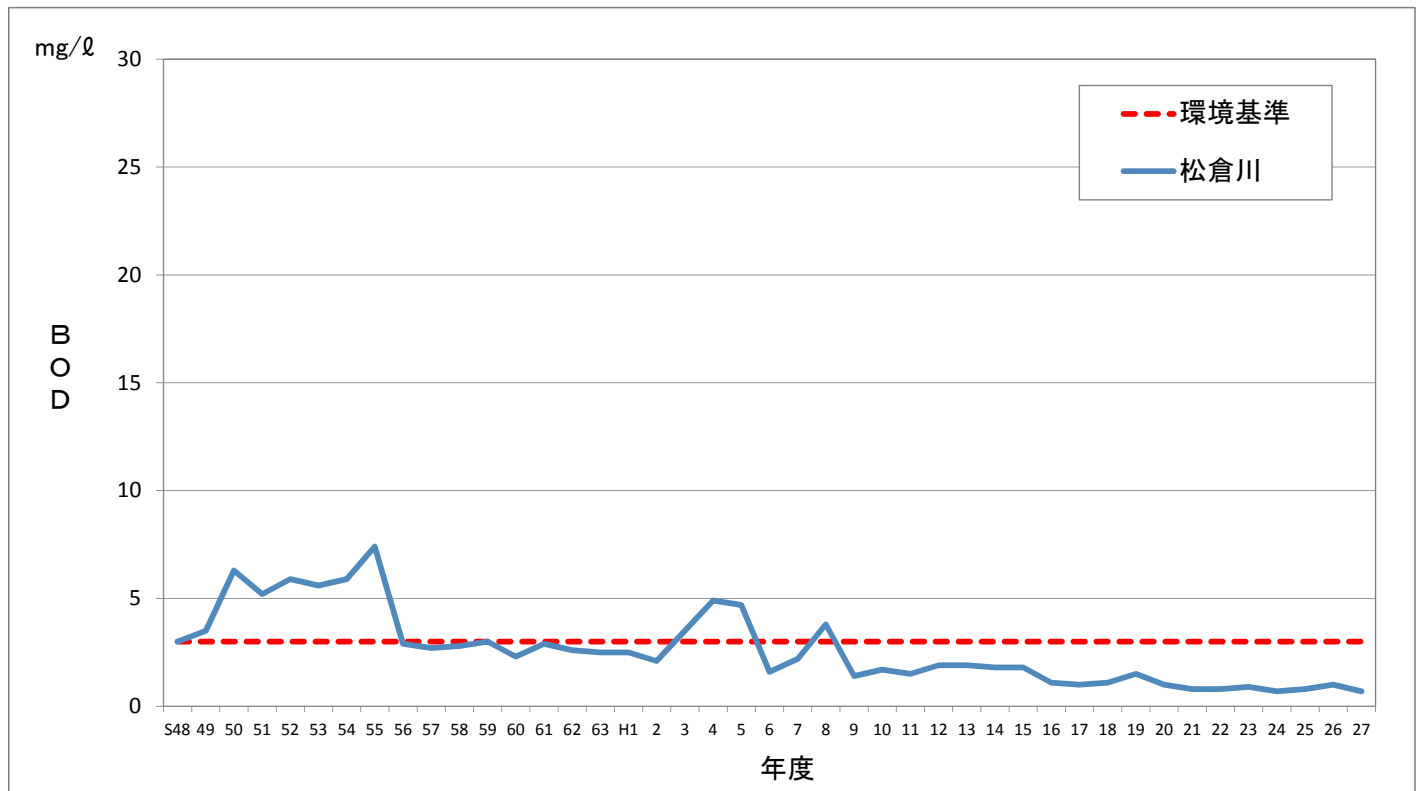
市が調査を行っている河川および海域の地図



P10

20

松倉川(河口) BOD測定結果(経年変化)

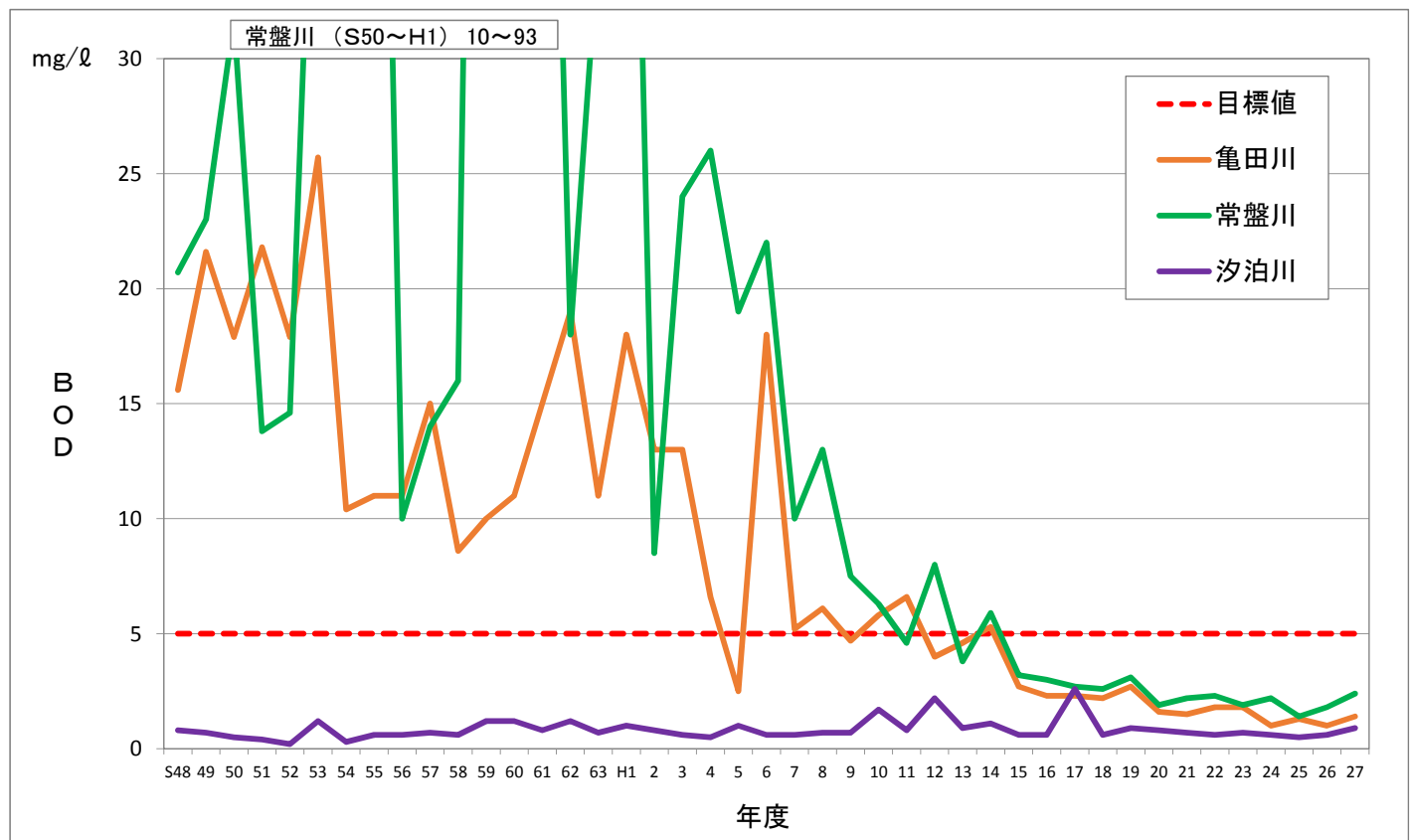


※ グラフの値は75%値

75%値・・・1年間で得られたすべての測定値を、低い方から高い方に順に並べたとき、低い方から 数えて75%目に該当する値

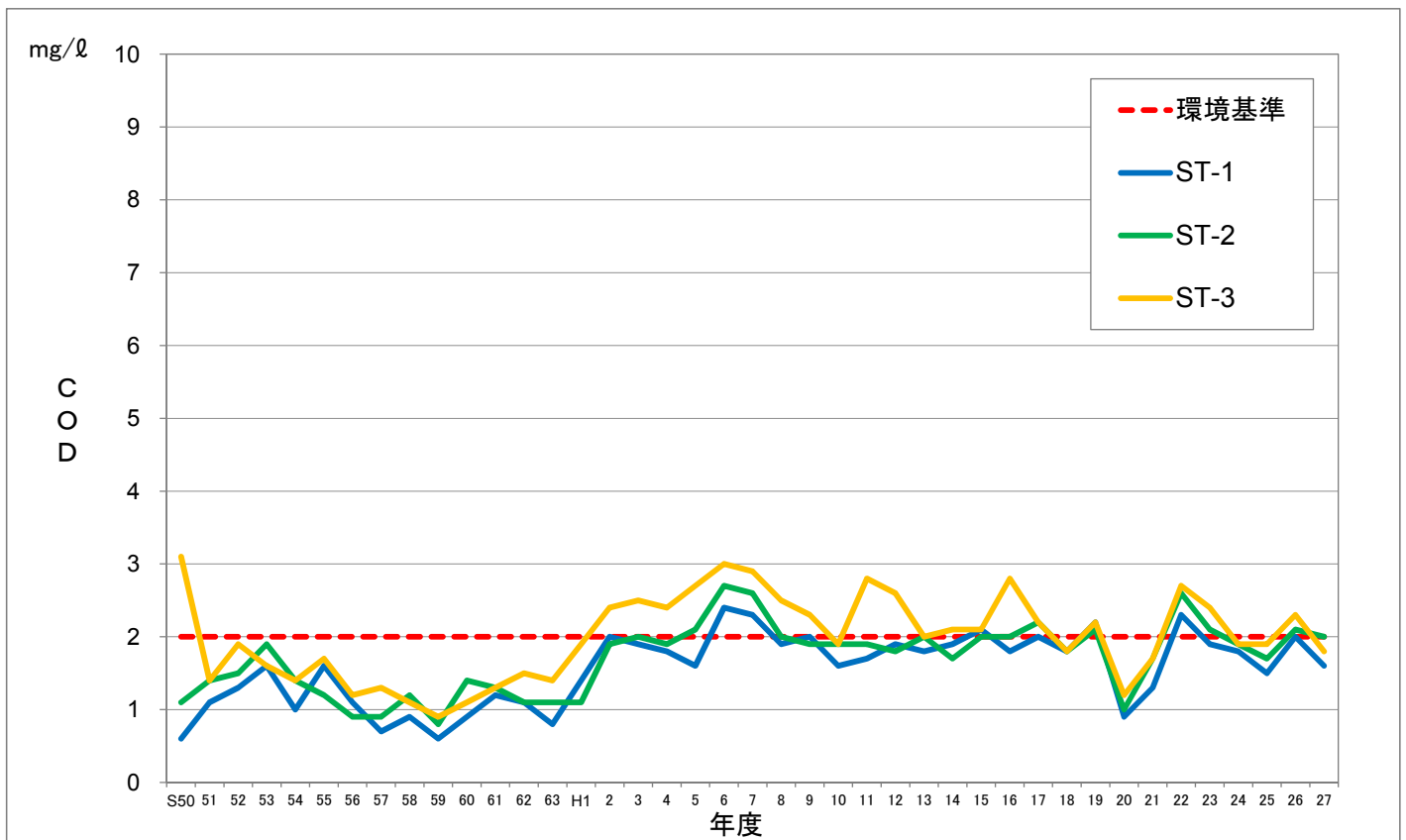
21

亀田川, 常盤川, 汐泊川(河口) BOD測定結果(経年変化)



※ 亀田川, 常盤川のグラフの値は75%値, 汐泊川のグラフの値は年平均値

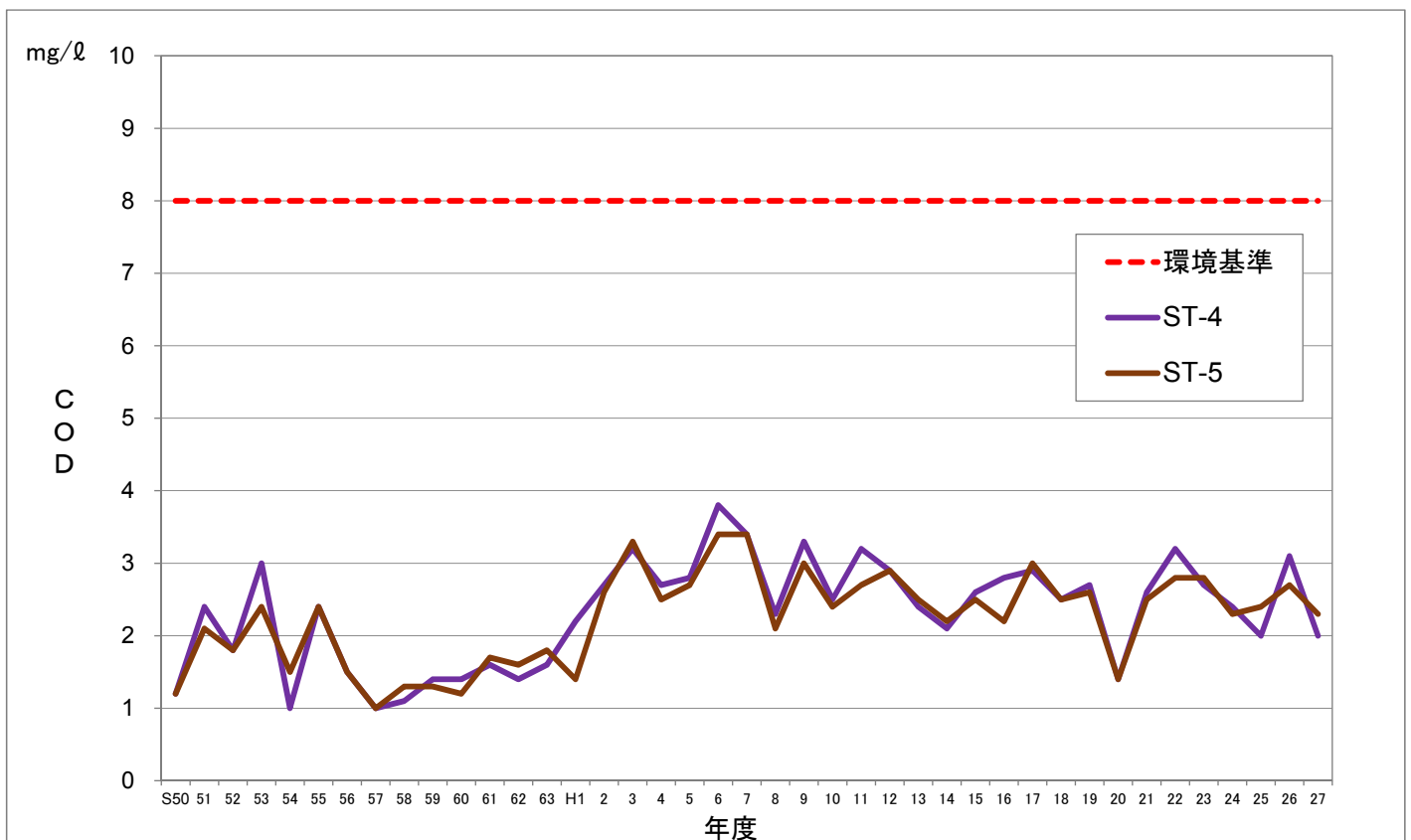
函館海域(A類型)COD濃度(経年変化)



※ グラフの値は75%値

23

函館海域(C類型)COD濃度(経年変化)



※ グラフの値は75%値

＜市内の環境状況（大気）＞

市では、大気環境の保全に向けて二酸化硫黄や二酸化窒素等の大気汚染物質の調査を行っています。

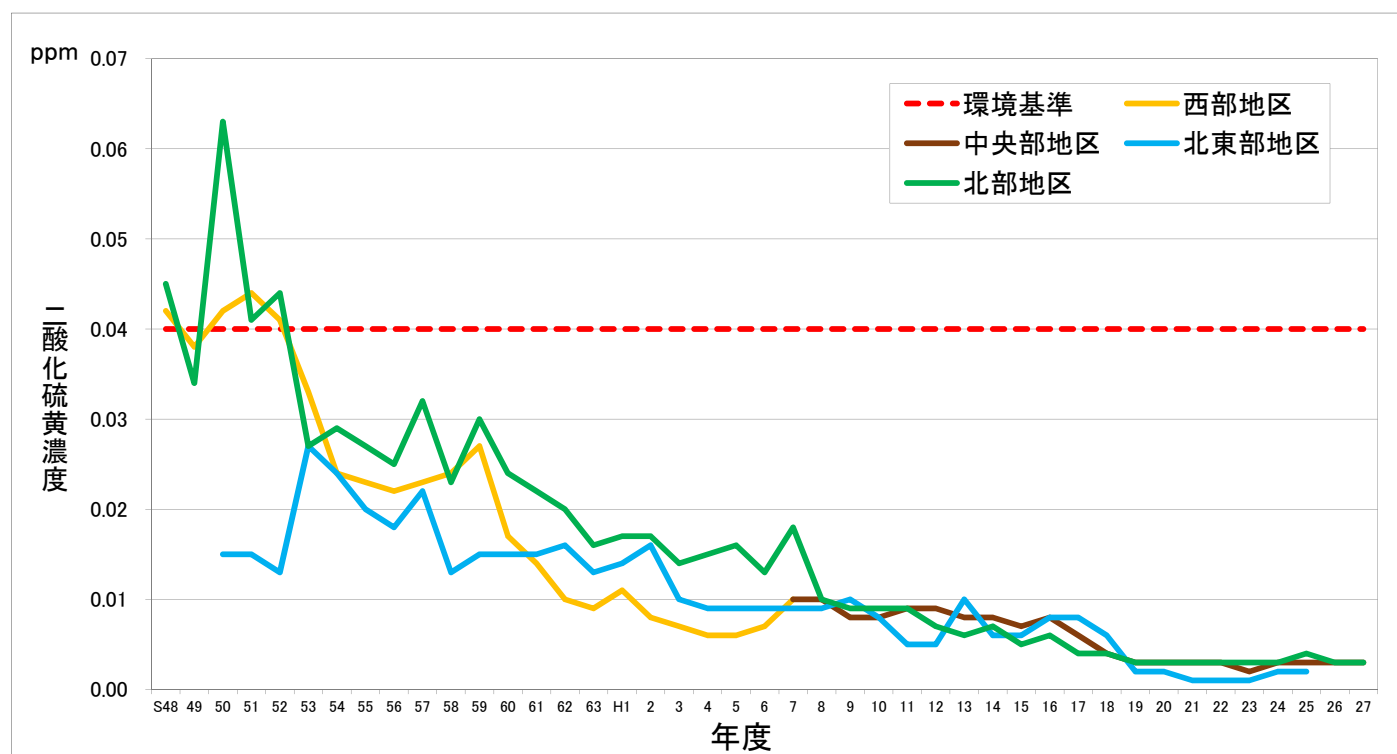


地区別測定物質

項目	二酸化硫黄	二酸化窒素	浮遊粒子状物質	光化学オキシダント	PM2.5	ダイオキシン類
西部地区	○	—	○	—	—	—
中央部地区	○	—	○	○	—	○
東中央部地区	—	○	○	—	○	—
北東部地区	○	○	○	○	○	○
北部地区	○	○	○	—	○	—
東部地区	—	—	—	—	—	—

25

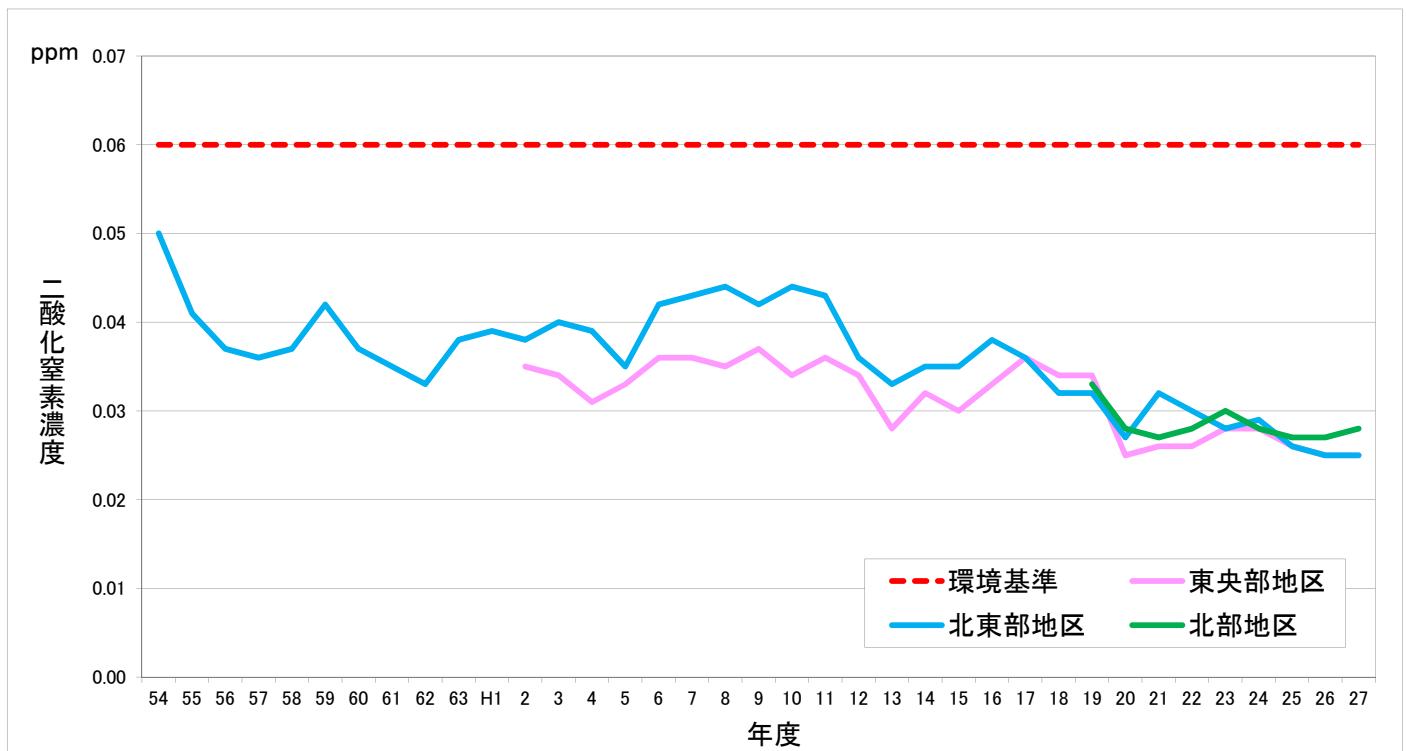
二酸化硫黄濃度測定結果（経年変化）



※ グラフの値は2%除外値

2%除外値・・・1年間に測定されたすべての日平均値(1日に測定された24時間分の1時間値の平均値)を、1年間での最高値を第1番目として、値の高い方から低い方に順に並べたとき、高い方から数えて2%分の日数に1を加えた番号に該当する日平均値

二酸化窒素濃度測定結果(経年変化)

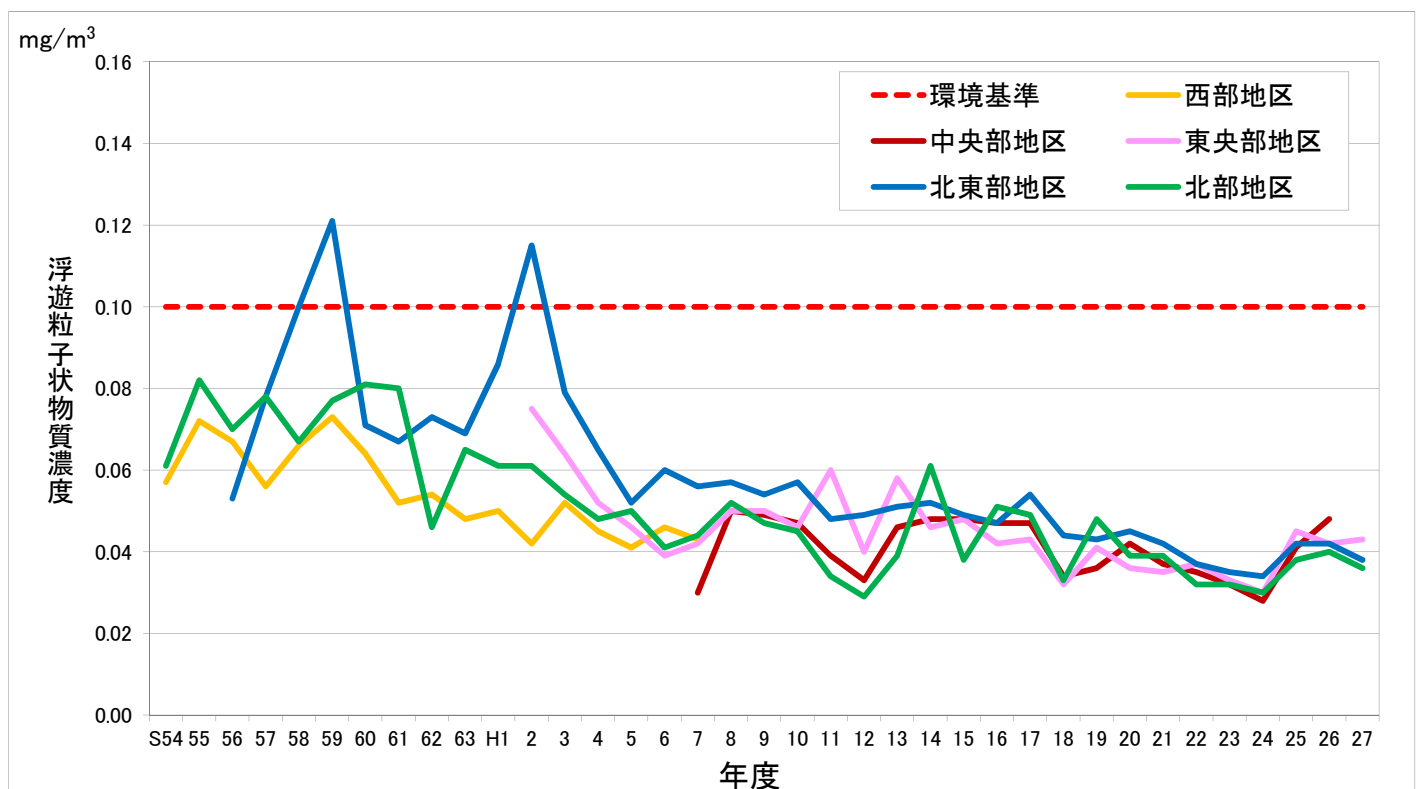


※ グラフの値は98%値

98%値・・・98%値は、1年間に測定されたすべての日平均値(欠測日を除く)を、1年間での最低値を第1番目として、値の低い方から高い方に順に並べたとき、低い方から数えて98%目の日数に該当する日平均値

27

浮遊粒子状物質濃度測定結果(経年変化)



※ グラフの値は2%除外値

光化学オキシダント(経年変化)

(ppm)

	環境基準	H23	H24	H25	H26	H27	注意報	警報	重大緊急警報
中央部地区	0.06	—	—	—	0.080	0.084	0.12	0.24	0.40
北東部地区	0.06	0.062	0.072	0.071	0.085	0.079			
全国の達成状況(一般局)		0.5%	0.4%	0.3%	0%	0%			

※ 昼間の1時間値の最高値

微小粒子状物質(PM_{2.5})(経年変化)(μg/m³)

	項目	環境基準	H23	H24	H25	H26	H27
東中央部地区	年平均値	15	—	—	—	—	8.2
	1日平均値の98%値	35	—	—	—	—	23.4
北東部地区	年平均値	15	—	—	—	7.5	7.1
	1日平均値の98%値	35	—	—	—	25.8	22.1
北部地区	年平均値	15	14.9	13.9	11.6	12.4	11.1
	1日平均値の98%値	35	32.9	27.9	32.1	34.0	29.0

※ 注意喚起の基準…当日の5時、6時、7時の1時間値の平均値が85 μg/m³を超えた場合
 または当日の5時から12時までの1時間値の平均値が80 μg/m³を超えた場合
 道内の注意喚起の状況…平成26年3月27日 室蘭市で注意喚起
 平成26年7月26日 札幌市、旭川市、千歳市で注意喚起

29

有害大気汚染物質に該当する可能性がある物質(248物質)

優先取組物質(23物質)

環境基準

- ・ベンゼン
- ・トリクロロエチレン
- ・テトラクロロエチレン
- ・ジクロロメタン
- ・ダイオキシン類
(ダイオキシン法に基づき対応)

指針値

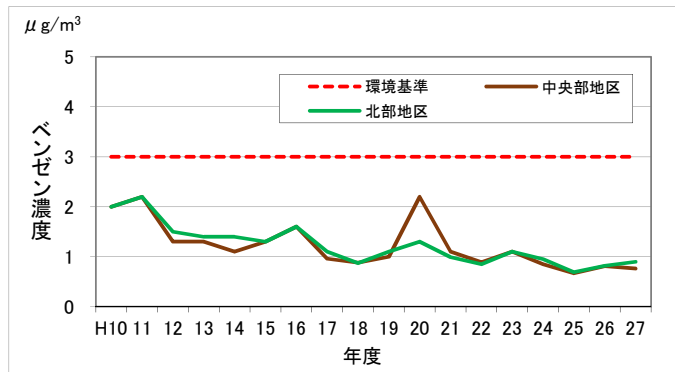
- ・アクリロニトリル
- ・水銀及びその化合物
- ・クロロホルム
- ・1,3-ブタジエン
- ・塩化ビニルモノマー
- ・ニッケル化合物
- ・1,2-ジクロロエタン
- ・ヒ素及びその化合物
- ・マンガン及びその化合物

- ・アセトアルデヒド
- ・クロム及び三価クロム化合物
- ・酸化エチレン
- ・ベリリウム及びその化合物
- ・ホルムアルデヒド
- ・塩化メチル
- ・六価クロム化合物
- ・トルエン
- ・ベンゾ[a]ピレン

その他 226物質※

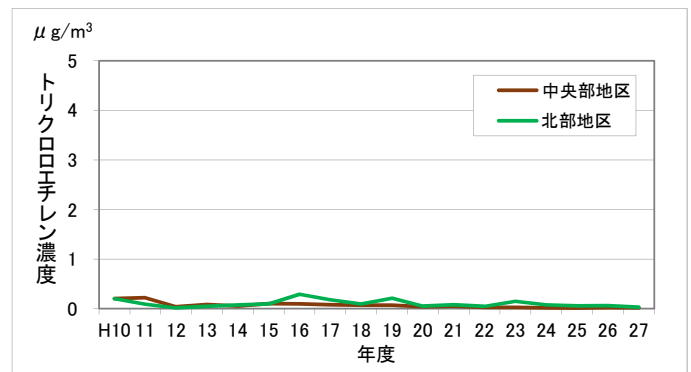
※ 有害大気汚染物質に該当する可能性がある物質である「クロム及びその化合物」は、優先取組物質においては「クロム及び三価クロム化合物」及び「六価クロム化合物」の2つの物質として分類されているため、優先取組物質以外の物質数は226物質となる。

ベンゼン濃度の経年変化



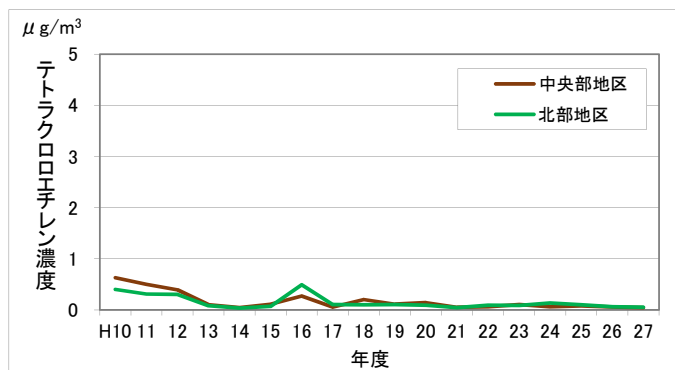
※ グラフの値は年平均値

トリクロロエチレン濃度の経年変化



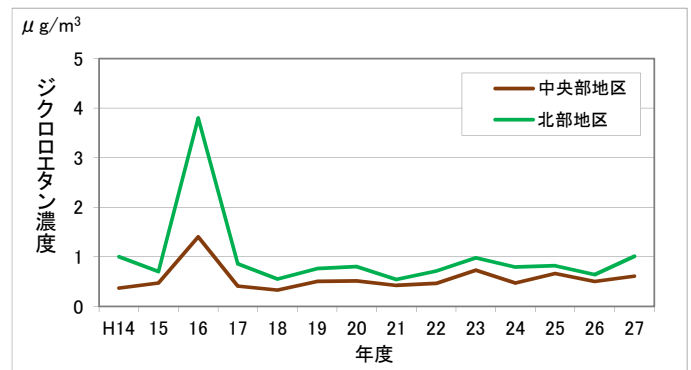
※ グラフの値は年平均値
環境基準・・・年平均値が200 $\mu\text{g}/\text{m}^3$ 以下

テトラクロロエチレン濃度の経年変化



※ グラフの値は年平均値
環境基準・・・年平均値が200 $\mu\text{g}/\text{m}^3$ 以下

ジクロロエタン濃度の経年変化

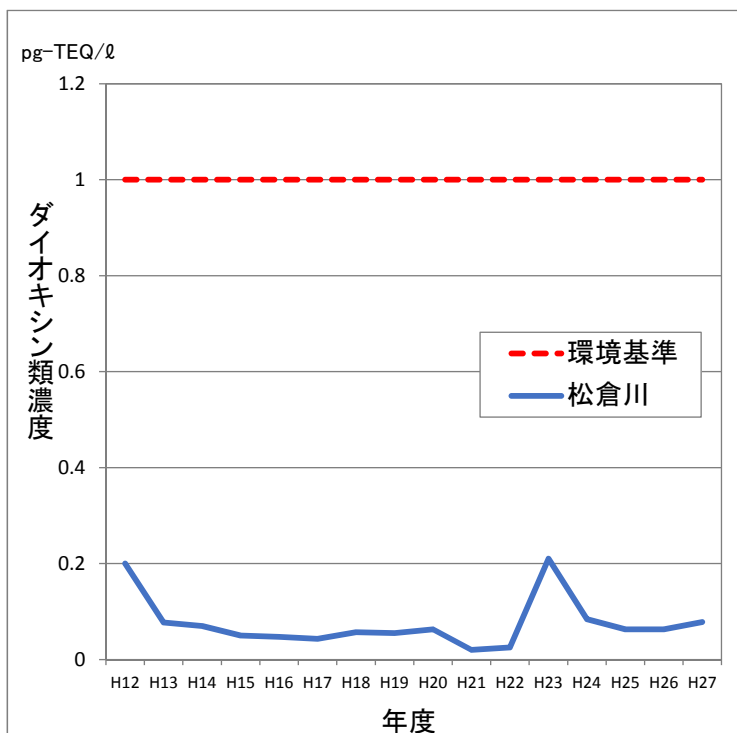


※ グラフの値は年平均値
環境基準・・・年平均値が150 $\mu\text{g}/\text{m}^3$ 以下

31

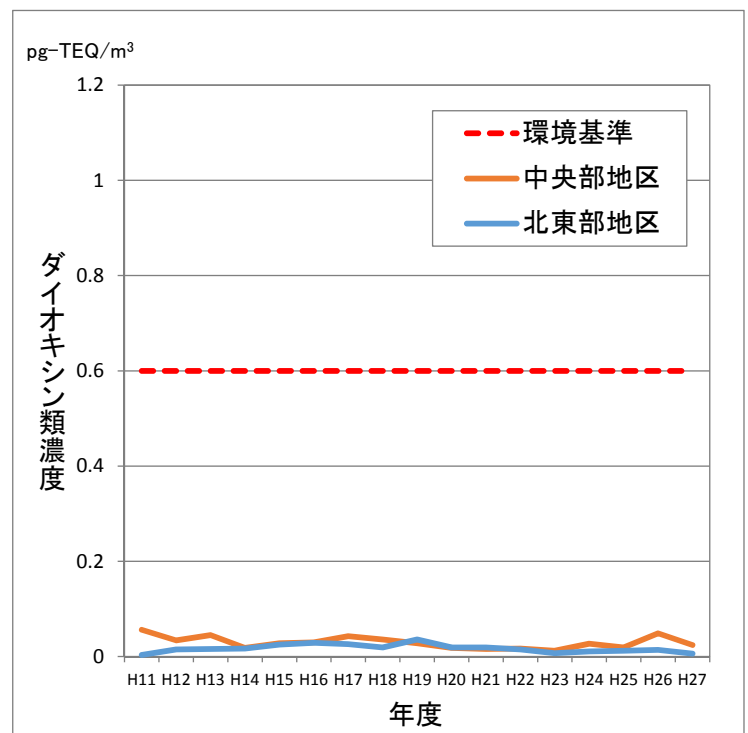
ダイオキシン類濃度測定結果(経年変化)

水質



※ グラフの値は年1回の測定値

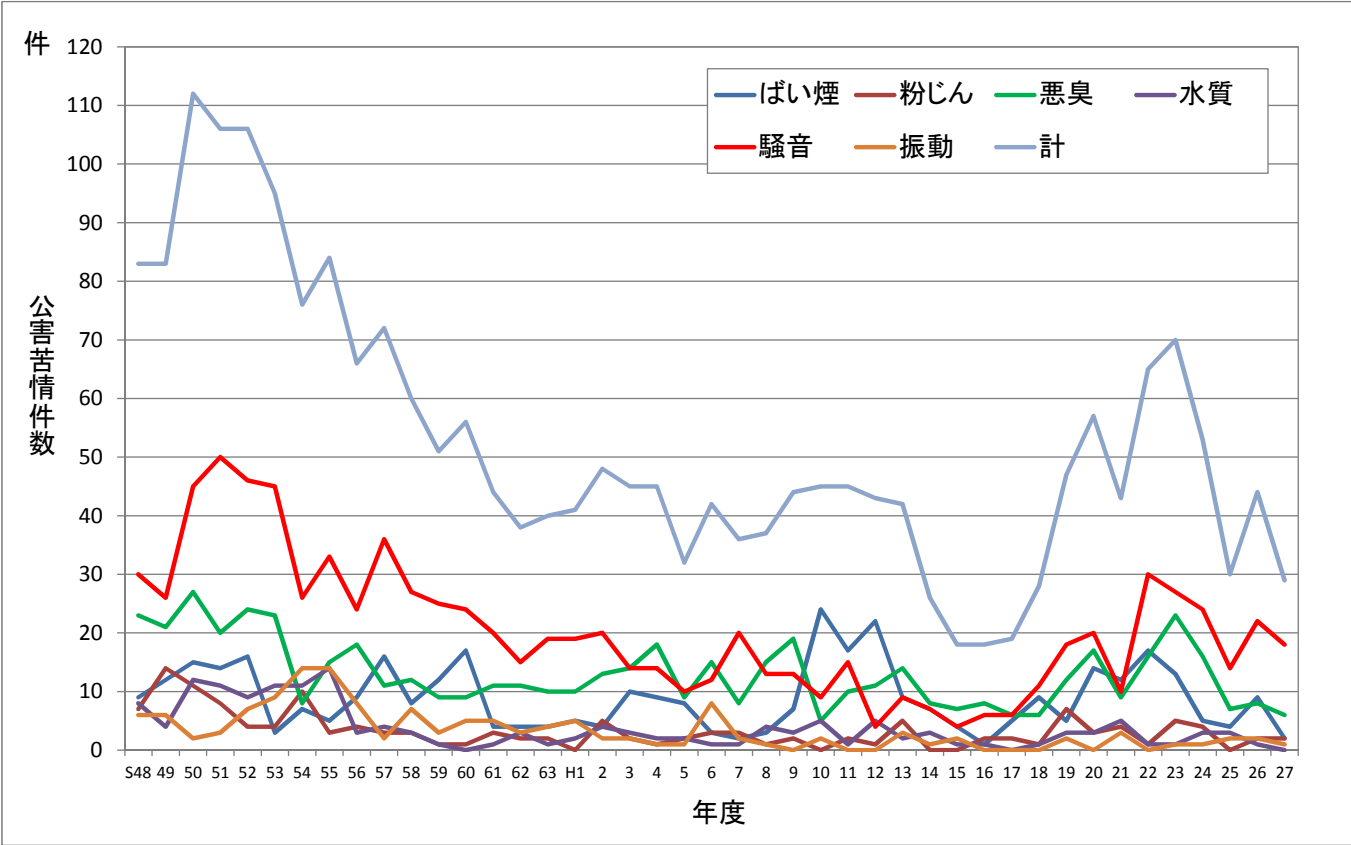
大気



※ グラフの値は年平均値

<公害苦情>

函館市における年度別公害苦情申立件数の推移



平成23～27年度の苦情申立件数とその原因

※「法」「道条例」「市条例」の欄は、それぞれ法・条例による特定施設が原因となった苦情の件数

区分		H23	H24	H25	H26	H27	合計
苦情件数合計		71	53	30	44	30	228
内訳	法	4	3	4	1	0	12
	道条例	0	0	0	1	0	1
	市条例	0	0	0	0	0	0
	その他	67	50	26	42	30	215



《上記「その他」の内訳》

区分	H23		H24		H25		H26		H27		合計	
事業場に関するもの	44	65.7%	38	76.0%	21	80.8%	36	85.7%	20	66.7%	159	74.0%
住宅に関するもの	14	20.9%	8	16.0%	3	11.5%	5	11.9%	4	13.3%	34	15.8%
その他のもの	9	13.4%	4	8.0%	2	7.7%	1	2.4%	6	20.0%	22	10.2%

＜函館市環境モニター＞

環境基本条例に基づく環境基本計画の推進にあたり，市民の環境問題に対する意見や要望，取り組み事例などを環境施策に反映し，より良い環境作りを目指すため，平成12年度に創設した制度

環境モニター委員データ(平成29年度末)

1 年齢層別構成比

区 分	29才以下	30代	40代	50代	60代	70以上	計(%)
男(人)	9	0	8	5	10	11	43(51.8)
女(人)	3	4	6	9	12	6	40(48.2)
計	12	4	14	14	22	17	83
世代別割合	14.5	4.8	16.9	16.9	26.5	20.5	100%

2 地区別人口構成比とモニター委員の地区別構成比

地区別割合	西部	中央部	東央部	北東部	北部	東部
モニター委員(%)	4.8	31.3	30.1	20.5	8.4	4.8
本市の人口構成比(%)	7.6	19.2	21.3	36.2	11.1	4.6

35

環境目標項目と環境モニター定期アンケート調査結果

＜大気環境＞

環境目標項目	目標値	H28 モニターアンケート (A)	H20 市民アンケート (B)	対H20 市民アンケート 増減 (A－B)
空気の満足度	80%	82.8%	78.0%	4.8%

内訳

満足している	どちらかといえば満足している	どちらかといえば不満である	不満である
34.4%	48.4%	12.5%	4.7%

「どちらかといえば不満である」，「不満である」の理由

- ・自動車や工場の排気ガスで空気の汚れを感じる
- ・工場や加工場，ごみ，汚水などによるいやなにおいを感じる
- ・ほこりやけむりなどによる空気の汚れを感じる

<水環境>

環境目標項目	目標値	H28 モニターアンケート (A)	H20 市民アンケート (B)	対H20 市民アンケート 増減 (A-B)
水の満足度	80%	70.3%	59.4%	10.9%


 内訳

満足している	どちらかといえば 満足している	どちらかといえば 不満である	不満である
15.6%	54.7%	26.6%	3.1%
「どちらかといえば不満である」、「不満である」の理由 ・川や海などの水が汚い ・水や水辺とふれあう場所がない ・水辺の自然状況について、自然に配慮した整備とはいえない			

37

<騒音・振動環境>

環境目標項目	目標値	H28 モニターアンケート (A)	H20 市民アンケート (B)	対H20 市民アンケート 増減 (A-B)
音や振動の満足度	80%	75.1%	70.2%	4.9%


 内訳

満足している	どちらかといえば 満足している	どちらかといえば 不満である	不満である
18.8%	56.3%	21.9%	3.1%
「どちらかといえば不満である」、「不満である」の理由 ・自動車や列車・航空機などの交通騒音について悩まされる ・工場や建設作業からの騒音・振動について悩まされる ・拡声放送や営業騒音に悩まされる ・ペットや人の声などの近隣騒音について悩まされる			

38

6 函館市公害防止条例見直しの基本的な考え

1 現状において必要な規制対象や基準となるよう内容を整理する

- ① 条例制定から40年以上経過していることから規制の妥当性について検証
- ② 新たな法律の制定等により条例の類似規定の検証
- ③ 各種の測定結果や苦情申立の状況などから新たな規制の必要性について検討

2 公害防止条例と環境基本条例の整理

公害防止条例に優越する性格を持つ環境基本条例においても同様な規定があることから、両条例の関係を明確にしたうえで関係する規定の整理統合を検討

函館市公害防止条例 の見直しについて

平成29年5月30日

函館市環境部環境対策課

初めに「公害とは・・・」

環境基本法

環境の保全上の支障のうち、事業活動その他の人の活動に伴って生ずる相当範囲にわたる大気汚染、水質汚濁（水質以外の水の状態又は水底の底質が悪化することを含む。）、土壌汚染、騒音、振動、地盤の沈下（鉱物の掘採のための土地の掘削によるものを除く。）及び悪臭によって、人の健康又は生活環境（人の生活に密接な関係のある財産並びに人の生活に密接な関係のある動植物及びその生育環境を含む。）に係る被害が生ずることをいう。（第2条第3項）

函館市環境基本条例

環境の保全上の支障のうち、事業活動その他の人の活動に伴って生ずる相当範囲にわたる大気汚染、水質汚濁（水質以外の水の状態または水底の底質が悪化することを含む。）、土壌汚染、騒音、振動、地盤の沈下（鉱物の掘採のための土地の掘削によるものを除く。）および悪臭によって、人の健康または生活環境（人の生活に密接な関係のある財産ならびに人の生活に密接な関係のある動植物およびその生育環境を含む。）に係る被害が生ずることをいう。（第2条第3号）

3

1 公害関係法令と本市の公害防止行政の動き

主な公害関係法令の制定状況

「工業用水法」制定
「下水道法」制定
「建築物用地下水の採取に関する法律」制定
「公害対策基本法」制定
「大気汚染防止法」「騒音規制法」制定
「北海道公害防止条例」制定
「水質汚濁防止法」「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」制定
「公害紛争処理法」制定
「悪臭防止法」制定
「北海道公害防止条例」全部改正
「特定工場における公害防止組織の整備に関する法律」制定
「化学物質の審査及び製造等の規制に関する法律」制定
「振動規制法」制定
「浄化槽法」制定
「スパイクタイヤ粉じんの発生防止に関する法律」制定
「自動車NOx・PM法」制定
「公害対策基本法」廃止、「環境基本法」制定
「環境影響評価法」制定
「ダイオキシン類対策特別措置法」制定
「特定化学物質の環境への排出の把握等及び管理の改善の促進に関する法律」制定
「建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律」制定
「ポリ塩化ビフェニル廃棄物の適正な処理に関する特別措置法」制定
「土壌汚染対策法」制定

昭和31年
昭和33年
昭和37年
昭和42年
昭和43年
昭和44年
昭和45年

昭和46年

昭和47年
昭和48年

昭和49年
昭和50年
昭和51年
昭和58年
平成 2年
平成 4年
平成 5年
平成 9年
平成11年

平成12年
平成13年
平成14年
平成16年
平成17年

本市の公害防止行政の動き

「騒音規制法」事務の委任
「北海道公害防止条例」事務の委任（騒音、振動、悪臭）
企画部公害対策課を新設

「北海道公害防止条例」事務の委任（水質、ばい煙、粉じん）
「悪臭防止法」事務の委任
大気汚染防止法政令市指定
函館市公害防止条例公布
函館市公害防止条例施行規則公布
公害対策課を衛生部に移管、亀田市と合併
水質汚濁防止法政令市指定、南部下水終末処理場供用開始
公害対策課を環境部に移管
「振動規制法」事務の委任

函館湾流域下水道浄化センター供用開始

「函館市環境基本条例」制定

「騒音規制法」、「悪臭防止法」、「振動規制法」知事事務の委任

土壌汚染対策法政令市指定
戸井町、恵山町、楳法華村、南茅部町と合併
ダイオキシン類対策特別措置法政令市指定

2 函館市公害防止条例の制定の経過

高度経済成長に伴う生産活動の進展等により、大気汚染や水質汚濁などの公害が発生している時代背景において、公害関係法令および北海道公害防止条例を補完するとともに、地域の特性に応じた公害の防止に必要な規制等を盛り込んだ公害防止条例を制定。

なお、条例制定については、大気汚染防止法などの公害関係法令で地方公共団体が法で定める事項に関し、条例で必要な規制を定めることを認めている。

条例制定の経過

昭和45年12月	函館市公害対策審議会発足
昭和46年12月	公害防止条例の制定について市長から函館市公害対策審議会に諮問(審議会4回、小委員会4回開催)
昭和47年 4月	公害防止条例の制定について函館市公害対策審議会から市長に答申
昭和47年10月	市議会において函館市公害防止条例案を可決
昭和47年11月	函館市公害防止条例を公布
昭和47年12月	函館市公害防止条例に基づく規制基準等の設定について市長から函館市公害対策審議会に諮問(審議会5回開催)
昭和48年 3月	函館市公害防止条例に基づく規制基準等の設定について函館市公害対策審議会から市長に答申
昭和48年 3月	函館市公害防止条例施行規則を公布
昭和48年 4月	函館市公害防止条例および函館市公害防止条例施行規則を施行

5

条例改正の経過 (改正 6回)

昭和48年12月条例第67号	公害対策審議会委員数の増
平成 4年 3月条例第 4号	罰則の強化
平成 9年12月条例第39号	公害対策審議会委員から市議会の議員を除く
平成11年 9月条例第38号	環境基本条例の制定に伴う規定の整備
平成12年 3月条例第26号	公害監視員の廃止
平成13年 6月条例第33号	承継に関する規定の改正

規則改正の経過 (改正12回)

昭和48年12月規則第62号	公害監視員数の増
昭和50年10月規則第91号	有害物質にPCBを追加する等
平成 4年 5月規則第37号	法律の改正等に伴う関連条項の整備等
平成 6年 2月規則第 2号	医療法の一部改正等に伴う関連条項の整備
平成 6年 3月規則第30号	文書のA版化に伴う規定の整備
平成12年 3月規則第 2号	公害防止条例の一部改正に伴う規定の整備
平成12年 3月規則第28号	公害監視員の廃止に伴う規定の整備
平成12年10月規則第78号	特例市移行に伴う規定の整備
平成12年12月規則第89号	中央省庁再編に伴う規定の整備
平成13年 3月規則第38号	医療法の一部改正に伴う規定の整備
平成13年 6月規則第50号	化学物質名の表現方法の改正
平成27年 6月規則第37号	配慮が必要な施設に幼保連携型認定こども園を加える

3 函館市公害防止条例における規制の概要

函館市公害防止条例は、「ばい煙発生施設などの特定施設に関する規制」・「商業用宣伝を目的とする拡声放送に関する規制」・「条例上規制基準の定めのない公害に関する規制」を主な内容としています。

「ばい煙発生施設などの特定施設に関する規制」

特定施設の種類

- 「ばい煙発生施設」
 - … ボイラー, 廃棄物焼却炉などの7施設
- 「粉じん発生施設」
 - … 石材加工機械, 木材加工機械, 綿の製造・再生加工機械などの9施設
- 「汚水等排出施設」
 - … 車両洗淨施設(自動式を除く), し尿浄化槽の2施設
- 「騒音発生施設」
 - … 金属加工機械, 木材加工機械, 石材加工機械, 空気圧縮機などの15施設
- 「悪臭発生施設」
 - … 動物の飼養または収容の用に供する飼料施設, ふん尿施設などの3施設

7

特定施設の届出内訳（平成29年3月末日）

第1回検討委員会資料

特定施設		届出件数	主な設置場所
ばい煙発生施設 (別表第1)	ボイラー	339	工場, 事業場(給湯, 暖房用)
	固体または液体燃料を使用する施設	0	工場, 事業場
	廃棄物焼却炉	3	工場, 事業場
粉じん発生施設 (別表第2)	鉱物または土石の堆積場	2	採石場, 資材置き場
	石材加工機械	51	石材加工場
	木材加工機械	88	木材加工場
	綿の製造・再生加工機械	42	布団製造場
汚水等排出施設 (別表第3)	車両洗淨施設(自動式を除く)	25	車両修理工場
	し尿浄化槽	5	学校, 病院, 宿泊施設
騒音発生施設 (別表第4)	金属加工機械	12	金属加工場
	木材加工機械	8	木材加工場
	石材加工機械	18	石材加工場
	空気圧縮機および送風機	125	工場, 事業場
	ドラムかん洗淨機	0	食品・化学製品工場
	冷凍機	45	貸冷凍倉庫, 水産加工場
悪臭発生施設 (別表第5)	動物の飼養または収容施設	0	養豚場
	肥料製造用の鶏ふん乾燥施設	0	養鶏場

「商業用宣伝を目的とする拡声放送に関する規制」

・拡声放送の区域制限

【禁止区域】 次に掲げる施設の敷地の周囲50m以内の区域

- (1) 学校
- (2) 保育所
- (3) 病院および入院施設を有する診療所
- (4) 図書館
- (5) 特別養護老人ホーム
- (6) 幼保連携型認定子ども園

・禁止区域以外での商業宣伝を目的とする拡声放送の届出制

・拡声放送に係る基準の遵守義務

【使用時間】 午前8時から午後7時(第3種区域においては午後10時)まで

【音 量】 第1種区域(住居環境に特に静穏の保持を必要とする区域) 50デシベル
 第2種区域(住居の用に供されている区域) 60デシベル
 第3種区域(住居, 商業, 工業等の用に供されている区域) 70デシベル
 第4種区域(主として工業等の用に供されている区域) 70デシベル

9

「条例上規制基準の定めのない公害に関する規制」

1 夜間の静穏保持

何人も、夜間(午後10時から午前6時まで)において、特に必要以上の騒音を発生させないように努めるものとする。

2 燃焼不適物の燃焼の制限

何人も、住居が集合している地域においては、みだりに、ゴム、皮革、合成樹脂、廃油その他の燃焼に伴って著しくばい煙・有害ガス・悪臭を発生する物を屋外で多量に焼却してはならない。

3 自動車の使用者等の義務

使用者・運転者は、自動車から発生する排出ガスおよび騒音の低減を図るため、必要な整備を行ない、または適正な運転をするように努めなければならない。

4 畜舎の管理等

畜舎の設置者は、畜舎およびその付帯施設を整備し、常に衛生的な管理を行なうとともに、汚物、汚水等の処理については、公害を発生させないように適切な措置を講じなければならない。

5 薬剤の空中散布に伴う措置

農作物および森林を害する動植物の防除のために薬剤を航空機から散布する者は、散布の計画を市長に届け出るとともに、水質の汚濁、土壌の汚染等の公害を発生させないように適切な措置を講じなければならない。

4 函館市公害防止条例見直しの背景

条例施行後40年以上が経過

その間に

- 1 企業による自主的な環境・公害対策の進展
→環境マネジメントシステム(ISO14001)
- 2 公害防止技術の進歩
→排煙脱硫装置, 集じん器, 排水処理施設
- 3 建物性能の向上
→防音性や省エネ性の向上
- 4 生活様式の変化
→下水道の普及

など

公害関係法令の整備拡充や新たな法律の制定



国や北海道からの権限移譲に伴い, 公害発生施設に対する市の指導・監督権限の拡大・強化

市内の環境状況が改善

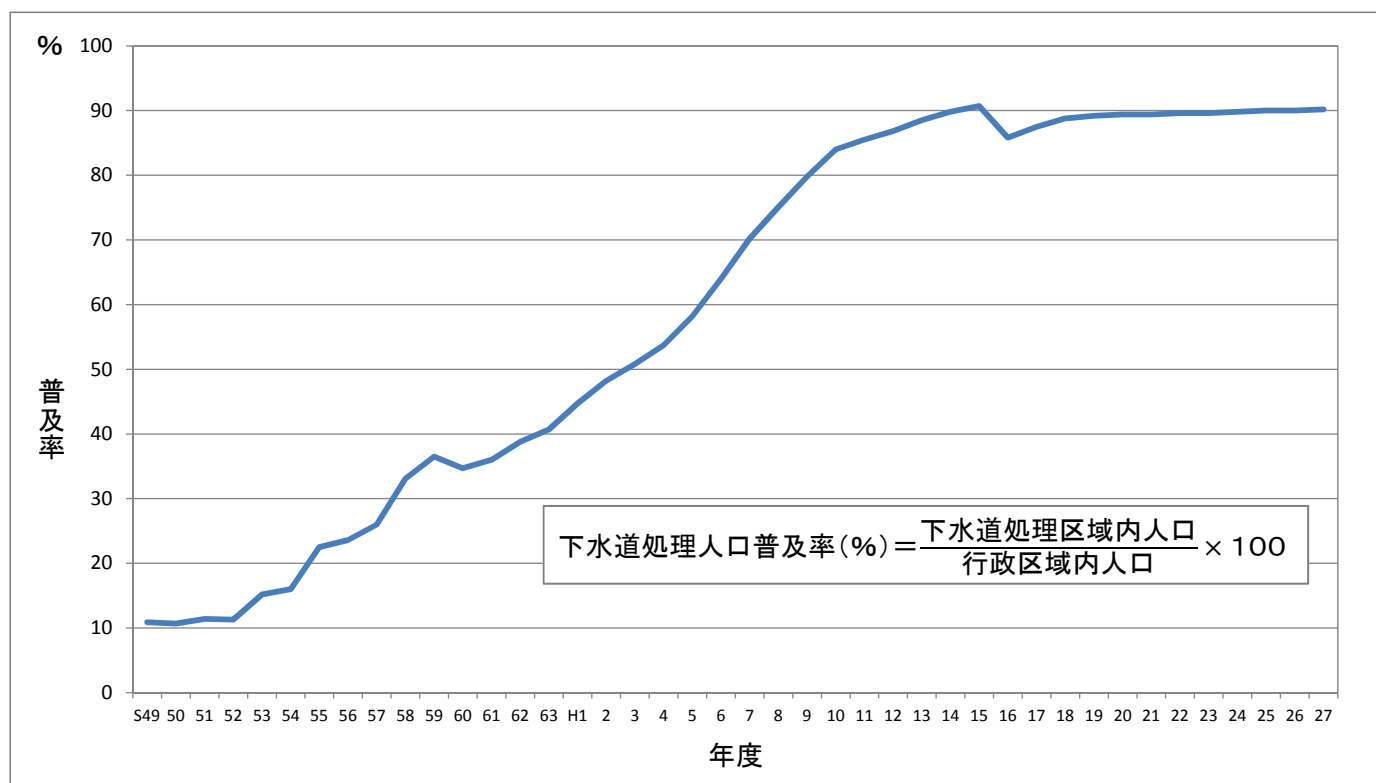
11

<企業による自主的な環境・公害対策の進展および公害防止技術の進歩>

- ・ISO14001をはじめとする環境マネジメントシステムの導入
(市内のISO14001取得企業件数 42件 (H28.6.16現在))
- ・公害防止管理者の設置
- ・使用する液体燃料の種類が変更
- ・天然ガス等の良質燃料の使用
- ・低騒音タイプの機械が開発

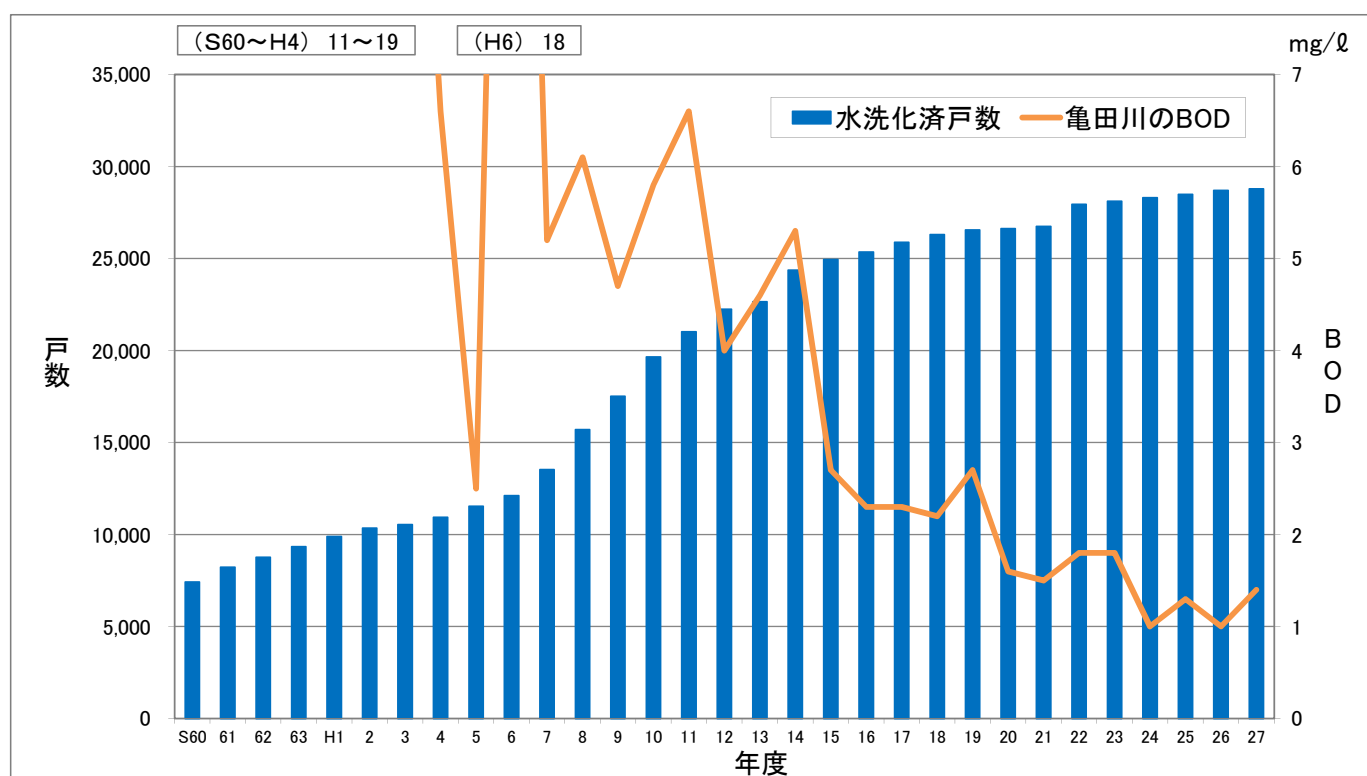
＜生活様式の変化＞

下水道処理人口普及率(経年変化)



13

亀田川のBODと水洗化済戸数(経年変化)



※ グラフの値は75%値

水洗化済戸数・・・水洗化区域内戸数(工場, 事業場, 空き家を含む。)のうち, 下水道に接続している戸数

＜公害関係法令等の整備拡充等＞

公害分野別の規制法令等が整備されるなど、規制対象、規制項目の追加や規制基準の強化が継続されています。

各法令等の整備

条例施行前

- ・大気汚染防止法 (昭和43年 6月10日制定 改正29回)
- ・騒音規制法 (昭和43年 6月10日制定 改正15回)
- ・水質汚濁防止法 (昭和45年12月25日制定 改正28回)
- ・廃棄物の処理及び清掃に関する法律 (昭和45年12月25日制定 改正48回)
- ・悪臭防止法 (昭和46年 6月 1日制定 改正 6回)
- ・特定工場における公害防止組織の整備に関する法律 (昭和46年 6月10日制定 改正18回)
- ・北海道公害防止条例 (昭和44年10月21日制定
昭和46年10月21日全部改正 改正 8回)

15

各法令等の整備

条例施行後

- ・振動規制法 (昭和51年 6月10日制定 改正10回)
- ・浄化槽法 (昭和58年 5月18日制定 改正31回)
- ・環境基本法 (平成 5年11月19日制定 改正17回)
- ・ダイオキシン類対策特別措置法 (平成11年 7月16日制定 改正11回)
- ・家畜排せつ物の管理の適正化及び利用の促進に関する法律 (平成11年 7月28日制定 改正 4回)
- ・建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律 (平成12年 5月31日制定 改正 9回)
- ・ポリ塩化ビフェニル廃棄物の適正な処理の推進に関する特別措置法 (平成13年 6月22日制定 改正 7回)
- ・土壌汚染対策法 (平成14年 5月29日制定 改正 4回)
- ・水銀による環境の汚染の防止に関する法律 (平成27年 6月19日制定)

公害関係

- ・環境基本法
- ・大気汚染防止法
- ・水質汚濁防止法
- ・土壌汚染対策法
- ・騒音規制法
- ・振動規制法
- ・悪臭防止法
- ・ダイオキシン類対策特別措置法
- ・特定工場における公害防止組織の整備に関する法律

廃棄物関係

- ・廃棄物の処理及び清掃に関する法律
- ・浄化槽法
- ・建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律
- ・ポリ塩化ビフェニル廃棄物の適正な処理の推進に関する特別措置法

など

17

＜北海道公害防止条例のうち函館市に権限移譲されている事務＞

大気・水質関係

- 道条例に定められているばい煙発生施設などに係る
 - ・届出受理
 - ・構造等の計画変更または廃止の命令
 - ・構造等の改善等の命令
 - ・報告の徴収または立入検査

など

騒音・振動・悪臭関係

- 道条例に定められている騒音発生施設などに係る
 - ・届出受理
 - ・騒音等の防止の方法の改善等の勧告および命令
 - ・構造等の計画変更または廃止の命令
 - ・報告の徴収または立入検査
 - ・使用の一時停止の命令
- 道条例に定められている特定建設作業に係る
 - ・届出受理
 - ・騒音の防止の方法の改善等の勧告および命令

など

18

＜市内の環境状況（水質）＞

市では、水質環境の保全に向けて河川・海域の水質調査を行っています。

河川の状況

- 12河川の調査を行っており、全体としてはおおむね良好
- 一部の河川では、健康項目、函館市環境基本計画の目標値を超過
 - ・健康項目（ひ素）→自然由来
 - ・目標値（BOD）→事業活動、生活排水

海域の状況

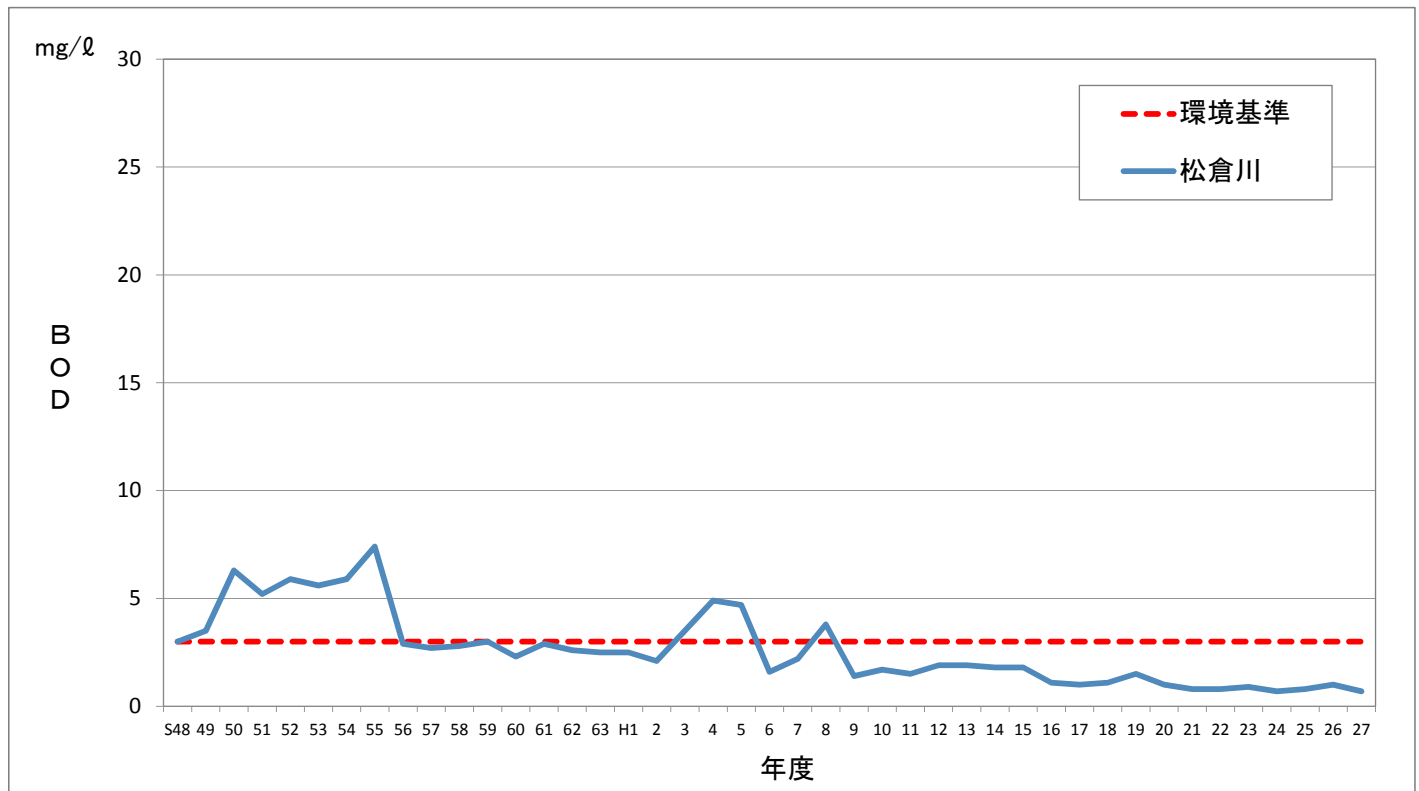
- 函館海域では、近年、生活環境項目（CODなど）の達成、未達成を繰り返している
- その原因について平成10年に北海道が調査
 - ・春 → 河川の影響
 - ・夏 → 植物プランクトンの影響

19

市が調査を行っている河川および海域の地図



松倉川(河口) BOD測定結果(経年変化)

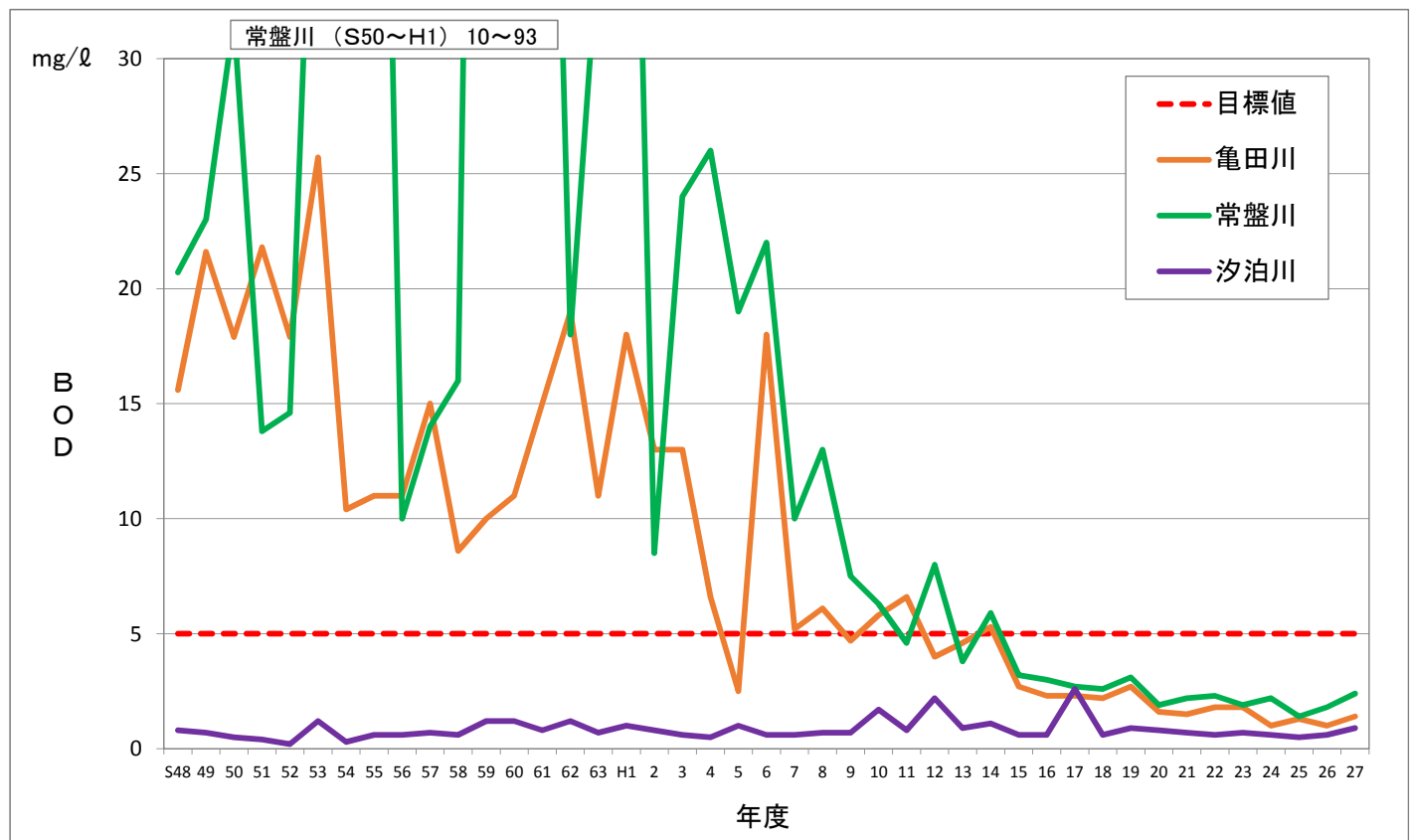


※ グラフの値は75%値

75%値・・・1年間で得られたすべての測定値を、低い方から高い方に順に並べたとき、低い方から 数えて75%目に該当する値

21

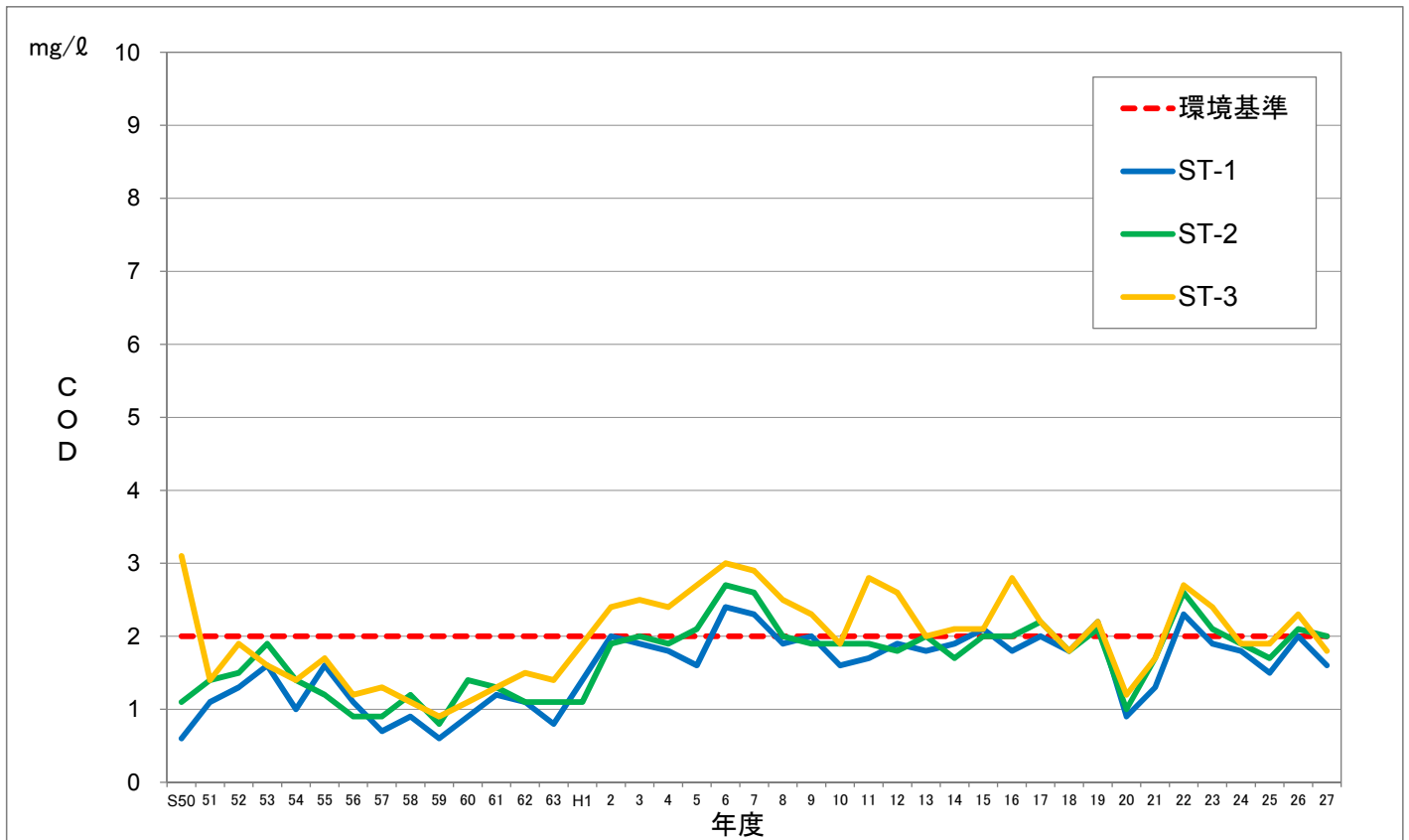
亀田川, 常盤川, 汐泊川(河口) BOD測定結果(経年変化)



※ 亀田川, 常盤川のグラフの値は75%値, 汐泊川のグラフの値は年平均値

22

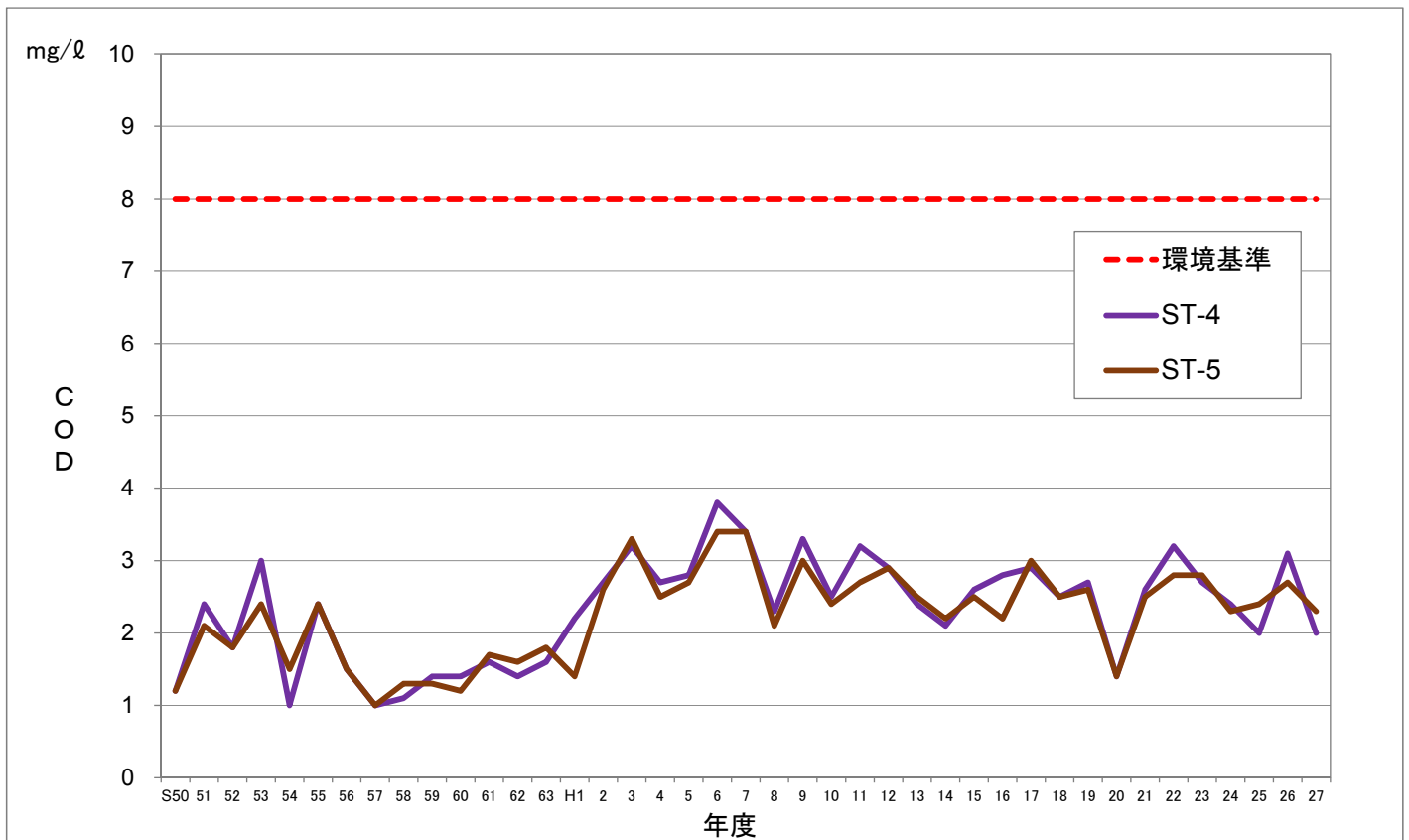
函館海域(A類型)COD濃度(経年変化)



※ グラフの値は75%値

23

函館海域(C類型)COD濃度(経年変化)



※ グラフの値は75%値

＜市内の環境状況（大気）＞

市では、大気環境の保全に向けて二酸化硫黄や二酸化窒素等の大気汚染物質の調査を行っています。

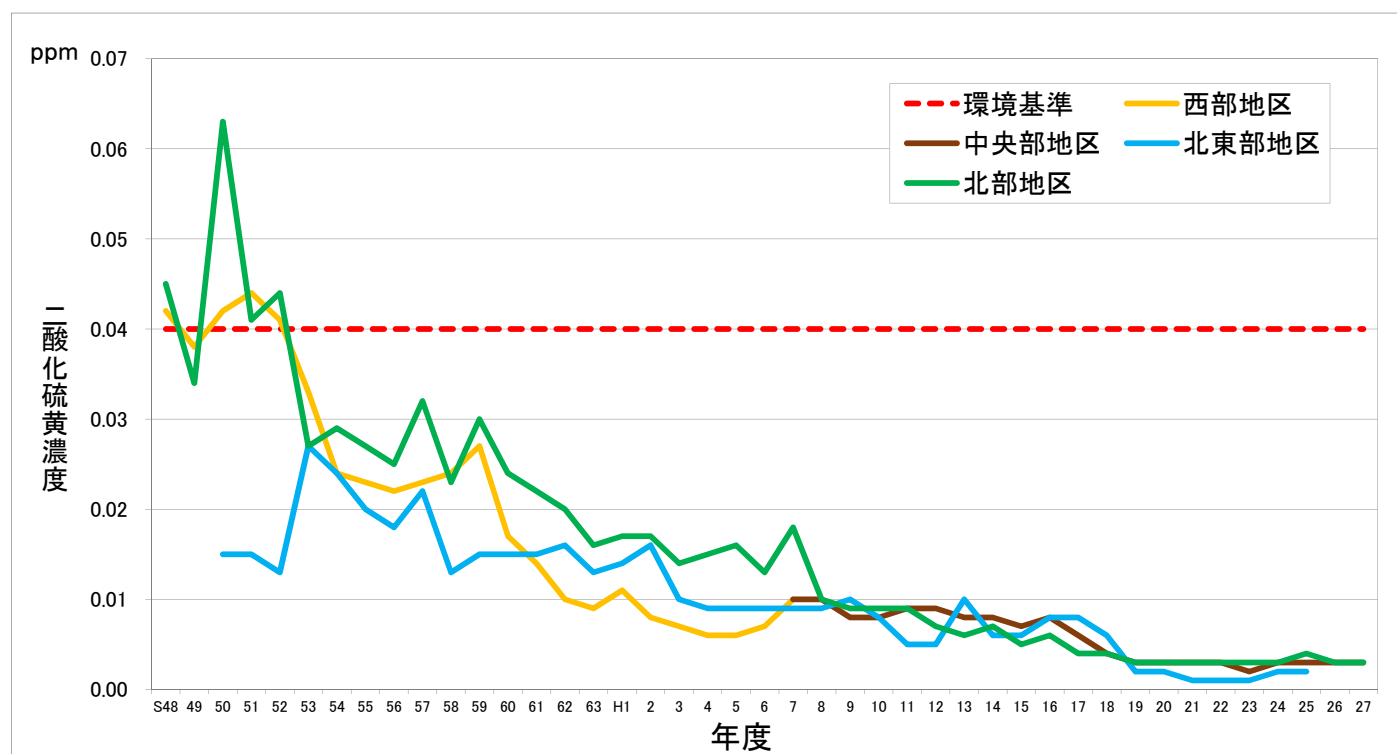


地区別測定物質

項目	二酸化硫黄	二酸化窒素	浮遊粒子状物質	光化学オキシダント	PM2.5	ダイオキシン類
西部地区	○	—	○	—	—	—
中央部地区	○	—	○	○	—	○
東中央部地区	—	○	○	—	○	—
北東部地区	○	○	○	○	○	○
北部地区	○	○	○	—	○	—
東部地区	—	—	—	—	—	—

25

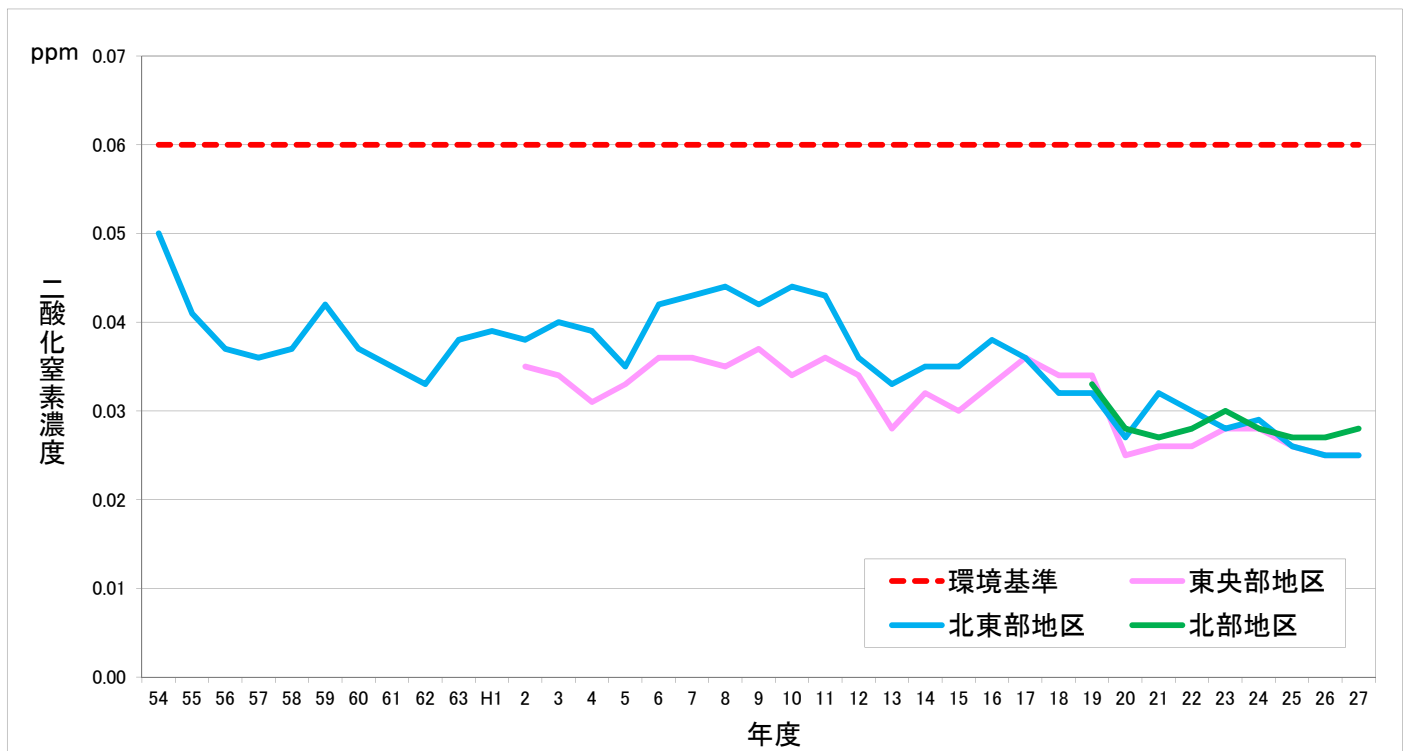
二酸化硫黄濃度測定結果（経年変化）



※ グラフの値は2%除外値

2%除外値・・・1年間に測定されたすべての日平均値(1日に測定された24時間分の1時間値の平均値)を、1年間での最高値を第1番目として、値の高い方から低い方に順に並べたとき、高い方から数えて2%分の日数に1を加えた番号に該当する日平均値

二酸化窒素濃度測定結果(経年変化)

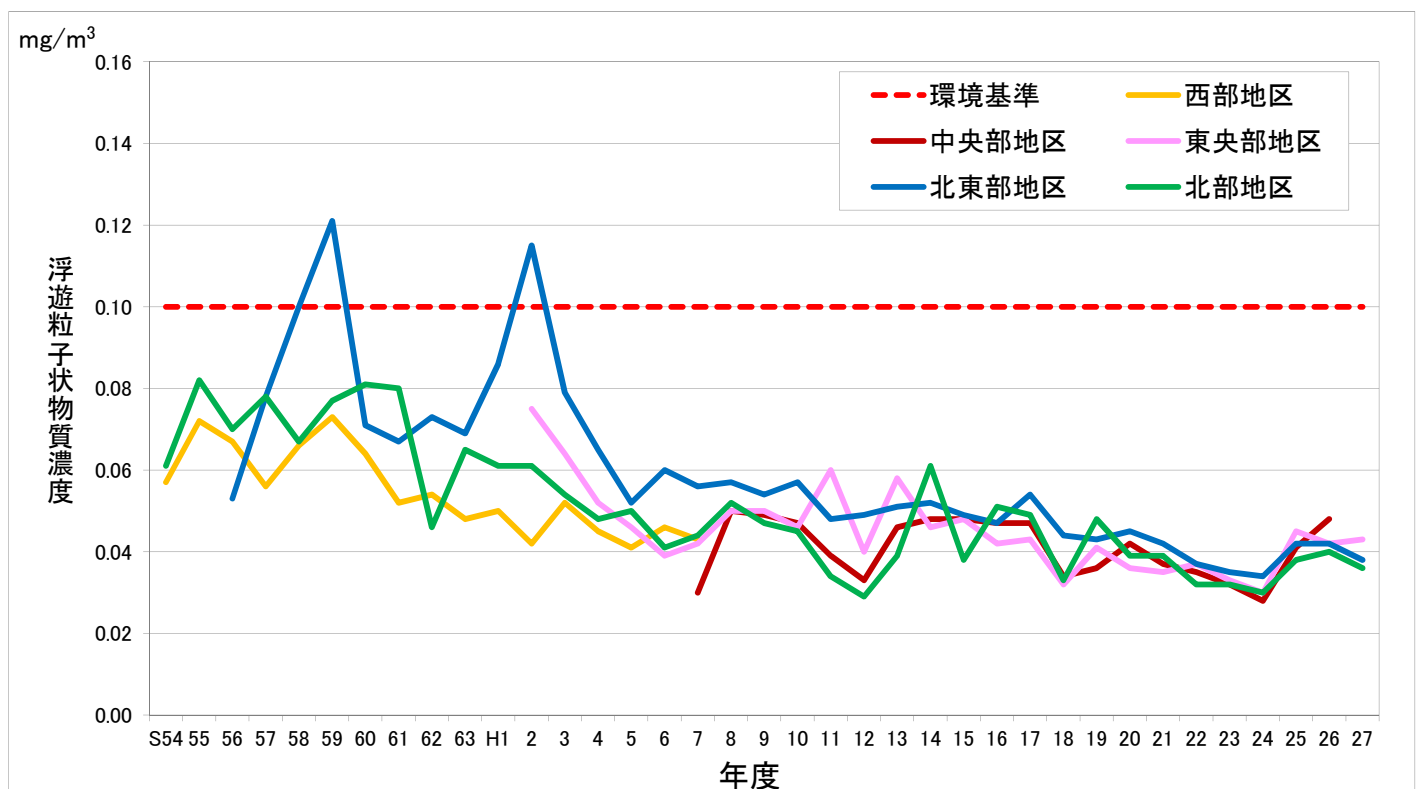


※ グラフの値は98%値

98%値・・・98%値は、1年間に測定されたすべての日平均値(欠測日を除く)を、1年間での最低値を第1番目として、値の低い方から高い方に順に並べたとき、低い方から数えて98%目の日数に該当する日平均値

27

浮遊粒子状物質濃度測定結果(経年変化)



※ グラフの値は2%除外値

光化学オキシダント(経年変化)

(ppm)

	環境基準	H23	H24	H25	H26	H27	注意報	警報	重大緊急警報
中央部地区	0.06	—	—	—	0.080	0.084	0.12	0.24	0.40
北東部地区	0.06	0.062	0.072	0.071	0.085	0.079			
全国の達成状況(一般局)		0.5%	0.4%	0.3%	0%	0%			

※ 昼間の1時間値の最高値

微小粒子状物質(PM_{2.5})(経年変化)(μg/m³)

	項目	環境基準	H23	H24	H25	H26	H27
東中央部地区	年平均値	15	—	—	—	—	8.2
	1日平均値の98%値	35	—	—	—	—	23.4
北東部地区	年平均値	15	—	—	—	7.5	7.1
	1日平均値の98%値	35	—	—	—	25.8	22.1
北部地区	年平均値	15	14.9	13.9	11.6	12.4	11.1
	1日平均値の98%値	35	32.9	27.9	32.1	34.0	29.0

※ 注意喚起の基準…当日の5時、6時、7時の1時間値の平均値が85 μg/m³を超えた場合
 または当日の5時から12時までの1時間値の平均値が80 μg/m³を超えた場合
 道内の注意喚起の状況…平成26年3月27日 室蘭市で注意喚起
 平成26年7月26日 札幌市、旭川市、千歳市で注意喚起

29

有害大気汚染物質に該当する可能性がある物質(248物質)

優先取組物質(23物質)

環境基準

- ・ベンゼン
- ・トリクロロエチレン
- ・テトラクロロエチレン
- ・ジクロロメタン
- ・ダイオキシン類
(ダイオキシン法に基づき対応)

指針値

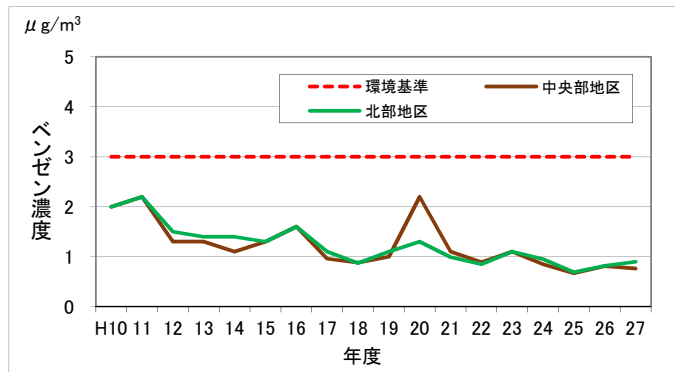
- ・アクリロニトリル
- ・水銀及びその化合物
- ・クロロホルム
- ・1,3-ブタジエン
- ・塩化ビニルモノマー
- ・ニッケル化合物
- ・1,2-ジクロロエタン
- ・ヒ素及びその化合物
- ・マンガン及びその化合物

- ・アセトアルデヒド
- ・クロム及び三価クロム化合物
- ・酸化エチレン
- ・ベリリウム及びその化合物
- ・ホルムアルデヒド
- ・塩化メチル
- ・六価クロム化合物
- ・トルエン
- ・ベンゾ[a]ピレン

その他 226物質※

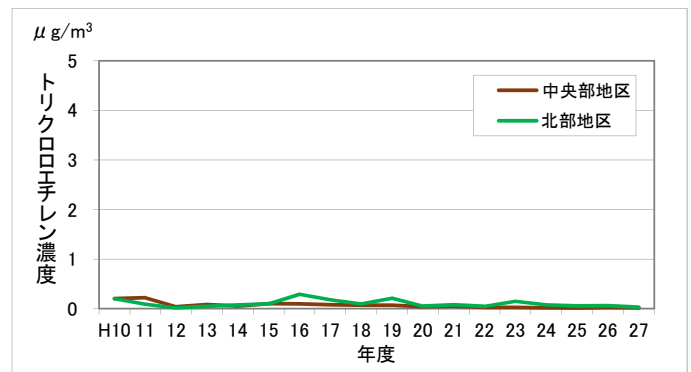
※ 有害大気汚染物質に該当する可能性がある物質である「クロム及びその化合物」は、優先取組物質においては「クロム及び三価クロム化合物」及び「六価クロム化合物」の2つの物質として分類されているため、優先取組物質以外の物質数は226物質となる。

ベンゼン濃度の経年変化



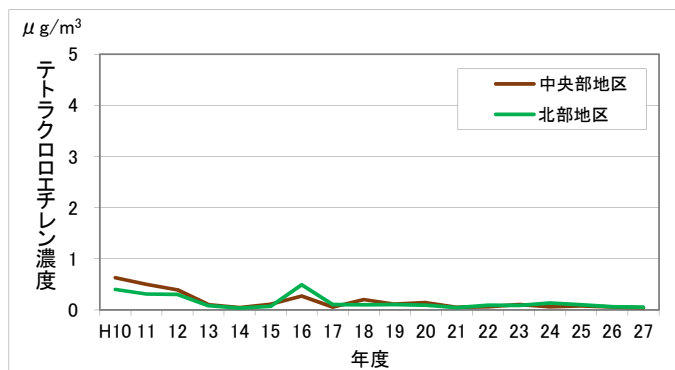
※ グラフの値は年平均値

トリクロロエチレン濃度の経年変化



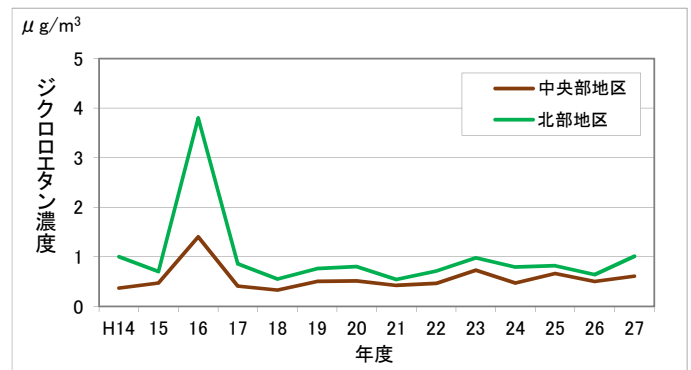
※ グラフの値は年平均値
環境基準・・・年平均値が200 μg/m³以下

テトラクロロエチレン濃度の経年変化



※ グラフの値は年平均値
環境基準・・・年平均値が200 μg/m³以下

ジクロロエタン濃度の経年変化

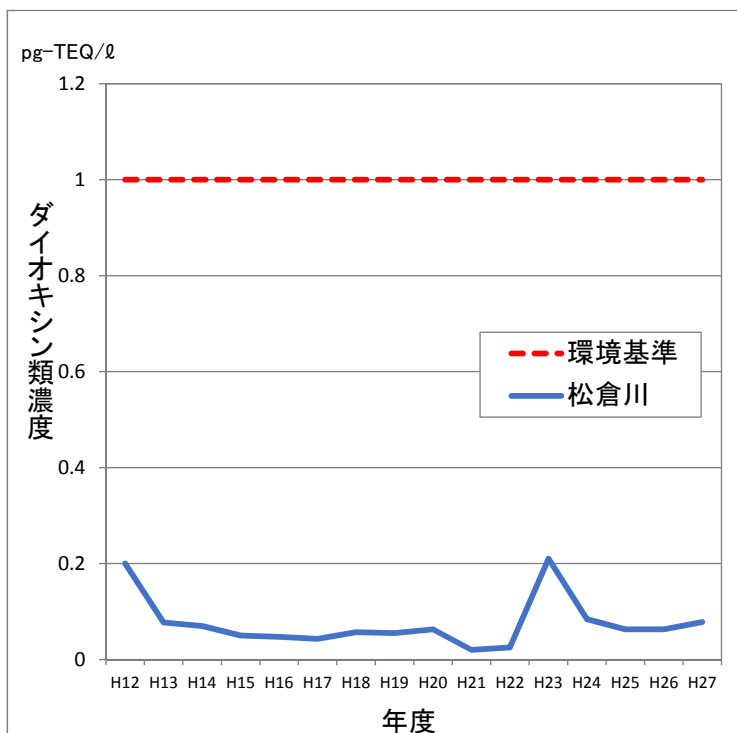


※ グラフの値は年平均値
環境基準・・・年平均値が150 μg/m³以下

31

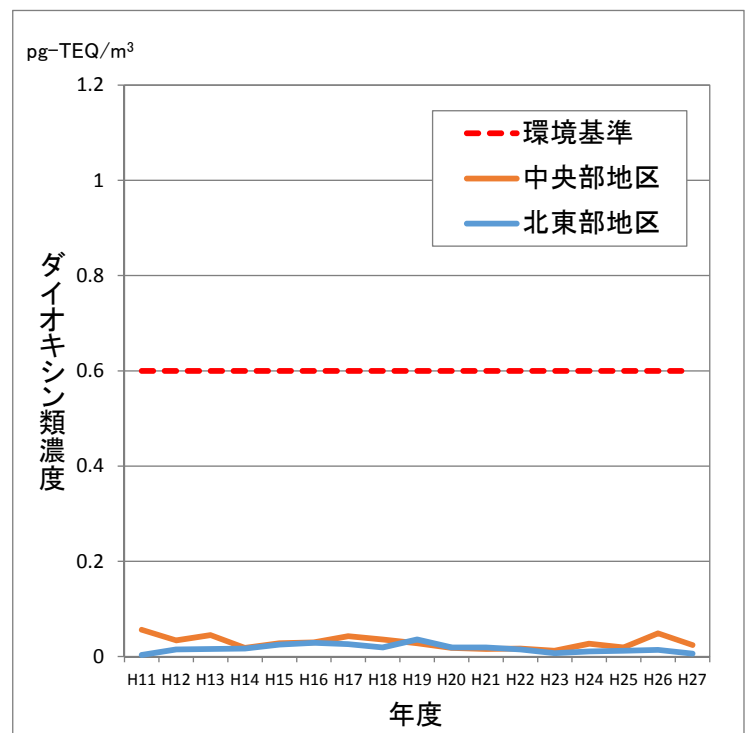
ダイオキシン類濃度測定結果(経年変化)

水質



※ グラフの値は年1回の測定値

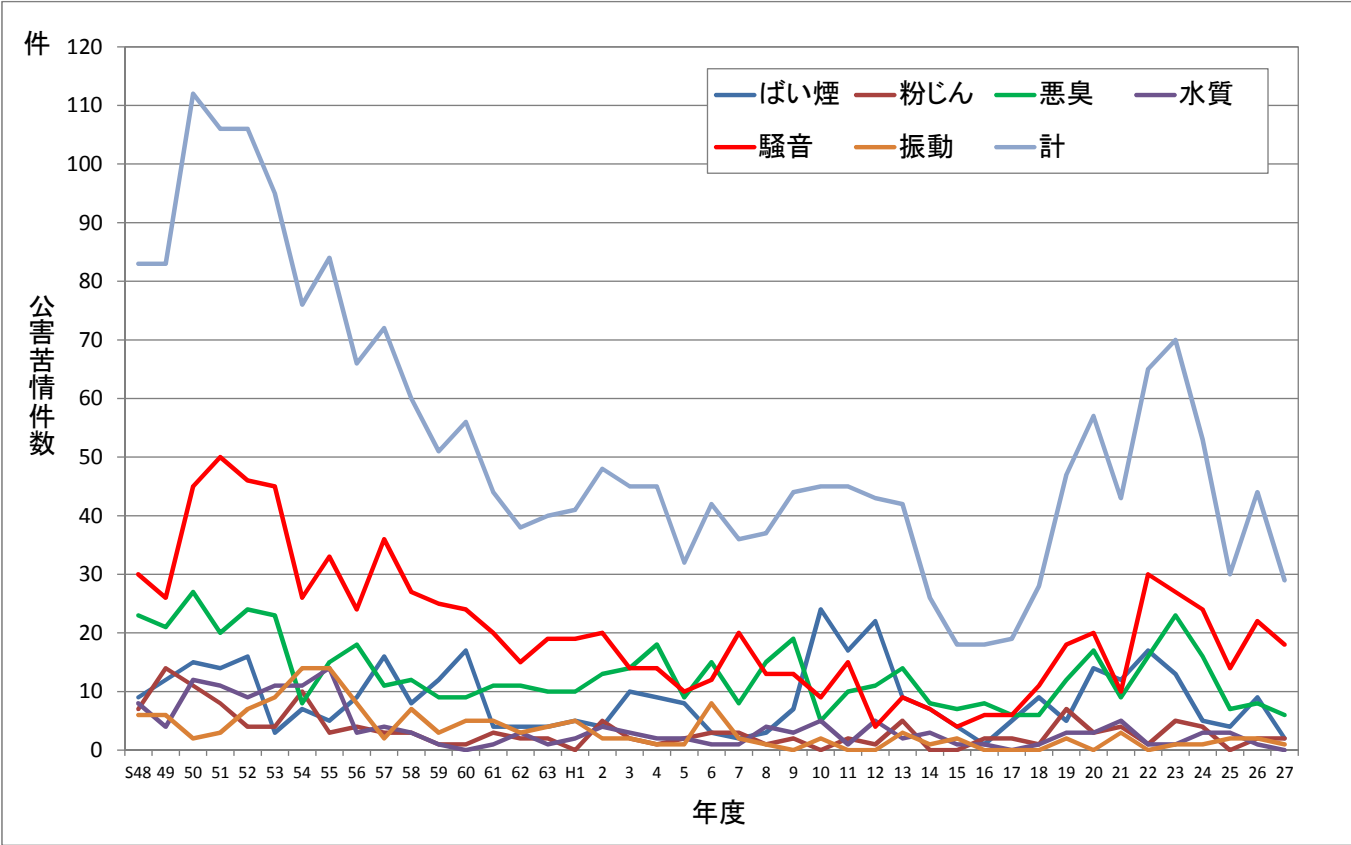
大気



※ グラフの値は年平均値

<公害苦情>

函館市における年度別公害苦情申立件数の推移



平成23～27年度の苦情申立件数とその原因

※「法」「道条例」「市条例」の欄は、それぞれ法・条例による特定施設が原因となった苦情の件数

区分		H23	H24	H25	H26	H27	合計
苦情件数合計		71	53	30	44	30	228
内訳	法	4	3	4	1	0	12
	道条例	0	0	0	1	0	1
	市条例	0	0	0	0	0	0
	その他	67	50	26	42	30	215



《上記「その他」の内訳》

区分	H23		H24		H25		H26		H27		合計	
事業場に関するもの	44	65.7%	38	76.0%	21	80.8%	36	85.7%	20	66.7%	159	74.0%
住宅に関するもの	14	20.9%	8	16.0%	3	11.5%	5	11.9%	4	13.3%	34	15.8%
その他のもの	9	13.4%	4	8.0%	2	7.7%	1	2.4%	6	20.0%	22	10.2%

＜函館市環境モニター＞

環境基本条例に基づく環境基本計画の推進にあたり、市民の環境問題に対する意見や要望、取り組み事例などを環境施策に反映し、より良い環境作りを目指すため、平成12年度に創設した制度

環境モニター委員データ(平成29年度末)

1 年齢層別構成比

区 分	29才以下	30代	40代	50代	60代	70以上	計(%)
男(人)	9	0	8	5	10	11	43(51.8)
女(人)	3	4	6	9	12	6	40(48.2)
計	12	4	14	14	22	17	83
世代別割合	14.5	4.8	16.9	16.9	26.5	20.5	100%

2 地区別人口構成比とモニター委員の地区別構成比

地区別割合	西部	中央部	東央部	北東部	北部	東部
モニター委員(%)	4.8	31.3	30.1	20.5	8.4	4.8
本市の人口構成比(%)	7.6	19.2	21.3	36.2	11.1	4.6

35

環境目標項目と環境モニター定期アンケート調査結果

＜大気環境＞

環境目標項目	目標値	H28 モニターアンケート (A)	H20 市民アンケート (B)	対H20 市民アンケート 増減 (A-B)
空気の満足度	80%	82.8%	78.0%	4.8%

内訳

満足している	どちらかといえば満足している	どちらかといえば不満である	不満である
34.4%	48.4%	12.5%	4.7%

「どちらかといえば不満である」、「不満である」の理由

- ・自動車や工場の排気ガスで空気の汚れを感じる
- ・工場や加工場、ごみ、汚水などによるいやなにおいを感じる
- ・ほこりやけむりなどによる空気の汚れを感じる

<水環境>

環境目標項目	目標値	H28 モニターアンケート (A)	H20 市民アンケート (B)	対H20 市民アンケート 増減 (A-B)
水の満足度	80%	70.3%	59.4%	10.9%


 内訳

満足している	どちらかといえば 満足している	どちらかといえば 不満である	不満である
15.6%	54.7%	26.6%	3.1%
「どちらかといえば不満である」、「不満である」の理由 ・川や海などの水が汚い ・水や水辺とふれあう場所がない ・水辺の自然状況について、自然に配慮した整備とはいえない			

37

<騒音・振動環境>

環境目標項目	目標値	H28 モニターアンケート (A)	H20 市民アンケート (B)	対H20 市民アンケート 増減 (A-B)
音や振動の満足度	80%	75.1%	70.2%	4.9%


 内訳

満足している	どちらかといえば 満足している	どちらかといえば 不満である	不満である
18.8%	56.3%	21.9%	3.1%
「どちらかといえば不満である」、「不満である」の理由 ・自動車や列車・航空機などの交通騒音について悩まされる ・工場や建設作業からの騒音・振動について悩まされる ・拡声放送や営業騒音に悩まされる ・ペットや人の声などの近隣騒音について悩まされる			

38

6 函館市公害防止条例見直しの基本的な考え

1 現状において必要な規制対象や基準となるよう内容を整理する

- ① 条例制定から40年以上経過していることから規制の妥当性について検証
- ② 新たな法律の制定等により条例の類似規定の検証
- ③ 各種の測定結果や苦情申立の状況などから新たな規制の必要性について検討

2 公害防止条例と環境基本条例の整理

公害防止条例に優越する性格を持つ環境基本条例においても同様な規定があることから、両条例の関係を明確にしたうえで関係する規定の整理統合を検討